付 議 予 定 案 件 一 覧 表

1	報告第29号	議会の議決により指定された市長の専決処分事項についての専決処分の報告について
2	報告第30号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
3	報告第31号	議会の議決により指定された市長の専決処分事項についての専決処分の報告について
4	議案第90号	行橋市不当要求行為等対策条例の制定について
5	議案第91号	行橋市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
6	議案第92号	市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第93号	行橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第94号	行橋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第95号	行橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
10	議案第96号	行橋市事務分掌条例及び行橋市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について
11	議案第97号	行橋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
12	議案第98号	行橋市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
13	議案第99号	行橋市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
14	議案第100号	行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

15　議案第101号　行橋市児童発達相談センター条例の一部を改正する条例の制定について

16　議案第102号　行橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

17　議案第103号　行橋市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

18　議案第104号　市道路線の認定について

19　議案第105号　令和８年度行橋市一般会計補正予算について

20　議案第106号　令和８年度行橋市国民健康保険特別会計補正予算について

21　議案第107号　令和８年度地方卸売市場行橋市魚市場特別会計補正予算について

22　議案第108号　令和８年度行橋市・苅田町・みやこ町介護認定特別会計補正予算について

23　議案第109号　令和８年度行橋市介護保険特別会計補正予算について

24　議案第110号　令和８年度行橋市後期高齢者医療特別会計補正予算について

25　議案第111号　令和８年度行橋市水道事業会計補正予算について

26　議案第112号　令和８年度行橋市下水道事業会計補正予算について

報告第２９号

議会の議決により指定された市長の専決処分事項についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

専決第１３号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分する。

令和８年９月２８日

行橋市長　　工　藤　政　宏

交通事故の場合において、自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）第１３条に規定する保険金及び全国市有物件災害共済会による保険金等があるときは、当該保険金額に２００万円を加えた金額以下の法律上市の義務に属する損害賠償（見舞金を含む。）の額を定めること。

損害賠償額	賠償の相手方	損害賠償に係る事故の概要等
１５１，３５８円 （人身損害分）	福岡県行橋市 ＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊ ＊＊　＊＊	（1）件名 公用車出庫時の接触事故による傷害等に対する損害賠償 （2）事故発生日時 令和8年4月8日 １０時２０分 （3）発生場所 行橋市＊＊＊＊＊＊＊＊ （4）事故の状況 公用車駐車場より出庫し、右折の上今井渡橋西交差点方面へ進行しようとしたところ、左方より右折レーンへ進行してきた相手方車両と接触し、衝突事故となった。

報告第３０号

損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、損害賠償の額を決定することについて別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

専決第１４号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、車両損壊事故に係る損害賠償の額を決定することについて、次のとおり専決処分する。

令和８年１０月８日

行橋市長　　工　藤　政　宏

記

１　損害賠償額　　３，１９６，８７５円

２　賠償の相手方　　行橋市＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊　＊＊＊＊

３　損害賠償に係る事件の概要等

⑴　件　　名　　市道向井原・小口迫線の土留め用大型土のうの崩落により発生した車両損壊事故

⑵　事故発生日時　　令和８年６月２４日　１８時３０分ごろ

⑶　発 生 場 所　　行橋市大字二塚＊＊＊＊　＊＊＊＊＊＊＊

⑷　事故の状況　　令和８年６月２２日から２４日にかけ降り続いた雨により、土留めとして２段に積まれていた土のうの重量が増加し、下段の土のうが破け崩れたことで、上段の土のうが相手方の駐車場内に転がり落ち、駐車中の大型トラックの右前方部に衝突した。これにより、大型トラックの右前輪部とフロントフェンダー、サイドバンパー、センサー類等が破損した。

報告第３１号

議会の議決により指定された市長の専決処分事項についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

専決第１５号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分する。

令和８年１０月１４日

行橋市長　　工　藤　政　宏

1　市の債権について、支払督促の申立てにより履行を請求する場合において、債務者からの適法な督促異議の申立てがあった場合に、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により当該支払督促の申立ての時にあったものとみなされる訴えの提起及び当該訴えの提起に係る事件の和解に関すること。

⑴　児童クラブ負担金等未納の請求に係る訴えの提起

訴訟代理人	相手方 住所・氏名	請求内容	
石井　敬 橋口　加奈 井上　尚史 重岡　洋佑	福岡県行橋市＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊　＊＊ ＊＊　＊＊	1　債務残額205，400円の支払い 2　訴訟費用は被告の負担	1　判決の結果、必要がある場合は上訴する。 2　訴訟において必要があるときは、相当と認める条件で和解するものとする。

議案第９０号

行橋市不当要求行為等対策条例の制定について

行橋市不当要求行為等対策条例を別案のとおり制定する。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

行橋市不当要求行為等対策条例（案）

（目的）

第１条　この条例は、市に対する不当な要求行為等に対し、統一的に対応するとともに、これらを未然に防止するための体制を整備し、もって法令を遵守した公正な職務の執行を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第２項に規定する一般職の職員並びに同条第３項に規定する特別職の職員のうち市長、副市長及び教育長をいう。

２　この条例において「不当要求行為等」とは、次に掲げるものをいう。

⑴　暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為

⑵　正当な理由なく、職員を長時間拘束し、又は面会を強要する行為

⑶　威圧的言動により職員に身の安全の不安を抱かせる行為

⑷　正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為

⑸　正当な手続によることなく作為又は不作為を求める行為

⑹　正当な理由であっても社会的妥当性を欠いた不当な時間拘束、過度な要求等の著しい迷惑行為

⑺　前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持並びに事務事業の執行に支障を生じさせる行為

⑻　その他前各号に準ずる行為

（任命権者の責務）

第３条　任命権者は、不当要求行為等への対策が実効性のあるものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（職員の責務）

第４条　職員は、自らも行政サービスの利用者等として、その職務において不当要求

行為等を生じさせる言動をしてはならない。

２　職員は、職務の執行に当たり、市民に対してその事務事業の内容について十分に説明し、理解と協力を得るための努力をしなければならない。

３　職員は、不当要求行為等が行われた場合（不当要求行為等が行われるおそれがあると認める場合を含む。）は、これを拒否しなければならない。この場合において、複数の職員で対応する等、公正な職務の執行及び職員自身の安全の確保を図るとともに、当該不当要求行為等が明らかに違法と認められるとき、又は職員その他の者に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、管理監督者（当該職員を管理監督する地位にある職員をいう。以下同じ。）の指示又は職員自らの判断により、警察への通報その他の必要な措置を講じなければならない。

４　職員は、不当要求行為等が行われた場合（不当要求行為等が行われるおそれがあると認める場合を含む。）は、その内容を記録し、直ちに管理監督者に報告しなければならない。

（管理監督者の責務）

第５条　管理監督者は、職員がその能率を充分に発揮できるような勤務環境を確保するため、不当要求行為等の防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、不当要求行為等が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

２　管理監督者は、所属に対する不当要求行為等を認知した場合又は部下職員から前条第４項の規定による報告を受けた場合は、適法かつ公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該報告内容が特に重大な不当要求行為等に当たると認められるときは、第８条に定める不当要求行為等対策委員会（以下「対策委員会」という。）に報告しなければならない。

（市民等の責務）

第６条　何人も、職員に対して不当要求行為等をしてはならない。

（不当要求行為等対策相談窓口）

第７条　不当要求行為等への初期の対応その他不当要求行為等に発展するおそれがある事案に係る相談を受け付けるため、不当要求行為等対策相談窓口を置く。

（不当要求行為等対策委員会）

第８条　市における不当要求行為等への対策を統一的に行うため、対策委員会を設置する。

２　対策委員会は、規則で定める委員をもって構成する。

３　対策委員会は、第５条第２項の報告を受けたときは、当該不当要求行為等への対応方針及び当該不当要求行為等に対し執るべき措置を協議検討し、その結果を当該不当要求行為等に関係する任命権者及び当該報告をした管理監督者に通知するものとする。

（不当要求行為等に対する措置）

第９条　任命権者は、対策委員会から前条第３項の通知を受けたときは、当該通知に基づき、当該不当要求行為等の行為者に対し、必要な措置を講じなければならない。

２　任命権者は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、当該不当要求行為等が止まないときは、当該不当要求行為等の行為者の氏名又は名称、不当要求行為等の内容その他必要と認める事項を公表することができる。

３　任命権者は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該不当要求行為等の行為者に対し公表をする旨を通知し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該不当要求行為等が第２条第２項第１号に該当するときは、この限りでない。

（職員の保護）

第１０条　任命権者及び管理監督者は、職員が不当要求行為等を拒否したことにより、当該不当要求行為等の行為者から違法又は不当な権利侵害を受けることがないよう必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、違法又は不当な権利侵害を受けることとなった職員に対し、必要な援助、保護等の

措置を講ずるものとする。

（職員等の協力）

第１１条　職員は、不当要求行為等の調査及び審議のため対策委員会から説明を求められたときは、協力しなければならない。

２　前項の規定により調査に協力した職員は、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第１２条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第９１号

行橋市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

行橋市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別案のとおり制定する。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

行橋市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
　第１節　利用定員に関する基準（第３条）
　第２節　運営に関する基準（第４条―第３２条）
第３章　雑則（第３３条・第３４条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第５４条の３において準用する法第４６条第２項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第３０条の２０第１項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第２条　特定乳児等通園支援事業者（法第５４条の３に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第３０条の１４に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設及び法第２９条第１項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第１節　利用定員に関する基準

第３条　特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第５４条の２第１項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第３０条の１６に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して１月当たりの利用定員を定めるものとする。

第２節　運営に関する基準

（面談）

第４条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子

ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第１９条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第１２条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、第１項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第５条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第３０条の１５第３項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第６条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第５４条の３において準用する法第５４条第１項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第７条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第３０条の１５第３項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第２８条の２４各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第８条　特定乳児等通園支援事業者は、法第３０条の１５第１項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第９条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第５６条第１項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第１０条　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第２７条第１項に規定する特定教育・保育及び法第２９条第１項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第１１条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第１２条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第３０条の２０第５項（法第３０条の２１第３項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第３０条の２０第３項に規定する額をい

う。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2　特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3　特定乳児等通園支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

⑴　日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

⑵　特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

⑶　食事の提供に要する費用

⑷　特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

⑸　前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4　特定乳児等通園支援事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5　特定乳児等通園支援事業者は、第２項及び第３項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第３項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第１３条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第１４条　特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第１５条　特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第１６条　特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じ

るとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第１７条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第１８条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第１９条　特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第２２条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

⑵　その提供する特定乳児等通園支援の内容

⑶　職員の職種、員数及び職務の内容

⑷　特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

⑸　第１２条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

⑹　第３条第１項の規定により定める一時間当たりの利用定員

⑺　特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策

⑽　虐待の防止のための措置に関する事項

⑾　その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第２０条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第２１条　特定乳児等通園支援事業者は、第３条第１項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第２２条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第１２条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第２３条　特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第１２条の規定による支払の状況によって、差別的取扱い

をしてはならない。

（虐待等の禁止）

第２４条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第２５条　特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第２６条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第２７条　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第５９条第１号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第２８条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第３０条の１３において準用する法第１４条第１項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問

若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

５　特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第２９条　特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第３０条　特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

⑴　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

⑶　事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わ

なければならない。

（会計の区分）

第３１条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第３２条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　第１４条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

⑵　第１１条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

⑶　第１８条の規定による市への通知に係る記録

⑷　第２８条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　第３０条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第３章　雑則

（電磁的記録等）

第３３条　特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

２　特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

３　前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第２項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

5　前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6　第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による

同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第３４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第９２号

市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第１条　市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（昭和２９年行橋市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「１００分の１７５」を「１００分の１８０」に改める。

第２条　市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「１００分の１８０」を「１００分の１７７.５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第２条第２項の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　第１条の規定による改正後の給与条例第２条第２項の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例第２条第２項の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例第２条第２項の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第９３号

行橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

行橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第１条　行橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３２年行橋市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の１７５」を「１００分の１８０」に改める。

第２条　行橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の１８０」を「１００分の１７７.５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の行橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「条例」という。）第４条第２項の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　第１条の規定による改正後の条例第４条第２項の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の条例第４条第２項の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例第４条第２項の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第９４号

行橋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行橋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

行橋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第１条　行橋市職員の給与に関する条例（昭和３６年行橋市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「４，７００円」を「５，０００円」に改め、同項ただし書中「７，０５０円」を「７，５００円」に改める。

第１７条第２項各号列記以外の部分中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７３．７５」に改める。

第１８条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５３．７５」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300	
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800	
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100	
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400	
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600	
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800	
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100	
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400	
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600	
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800	
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600	
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400	
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200	
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800	
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400	
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000	
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600	
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300	
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100	
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500	
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200	
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700	
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100	
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500	
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900	
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300	
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600	
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900	
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200	
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500	
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800	
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100	
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400	
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700	
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800		
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100		
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400		
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600		
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900		
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100		
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400		
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400	439,800
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700	440,000
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900	440,100
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100	440,300
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400	
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700	
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900	
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100	
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400	
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700	
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900	
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100	
	86	275,500	315,300	366,500	408,600	421,200	
	87	275,800	315,600	366,900	409,000	421,500	
	88	276,100	315,900	367,300	409,400	421,700	
	89	276,400	316,200	367,500	409,700	421,900	
	90	276,700	316,500	367,900	410,200	422,200	
	91	277,000	316,800	368,300	410,600	422,500	
	92	277,300	317,100	368,700	411,000	422,700	
	93	277,600	317,300	368,900	411,300	422,900	
	94		317,500	369,200	411,800	423,200	
	95		317,800	369,600	412,200	423,500	
	96		318,200	369,900	412,600	423,700	
	97		318,400	370,200	412,900	423,900	
	98		318,700	370,600		424,200	
	99		319,000	371,000		424,500	
	100		319,400	371,400		424,700	
	101		319,600	371,900		424,900	
	102		319,900	372,300			
	103		320,200	372,700			
	104		320,500	373,100			
	105		320,700	373,600			
	106		321,000	374,000			
	107		321,300	374,300			
	108		321,600	374,600			
	109		321,800	375,000			
	110		322,100				
	111		322,500				
	112		322,800				
	113		323,000				
	114		323,200				

	115		323, 500						
	116		323, 900						
	117		324, 100						
	118		324, 300						
	119		324, 600						
	120		324, 900						
	121		325, 200						
	122		325, 400						
	123		325, 700						
	124		326, 000						
	125		326, 300						
定年前再任用短時間勤務職員		218, 800	247, 600	292, 400	314, 800	331, 600	359, 500	405, 400	442, 400

別表第２（第３条関係）

消　防　職　給　料　表

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700
	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900
	57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100
	58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400
	59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700
	60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900
	61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100
	62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400
	63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700
	64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000
	65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200
	66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500
	67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800
	68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100
	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300
	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600
	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900
	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200
	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400
	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000	
	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300	
	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500	
	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700	
	78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000	
	79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300	
	80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500	
	81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700	
	82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000	
	83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300	
	84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500	
	85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700	
	86	323,400	342,400	367,600	411,100			
	87	324,100	343,400	369,100	411,700			
	88	324,800	344,400	370,500	412,300			
	89	325,500	345,300	371,800	412,600			
	90	326,100	346,600	373,000	413,100			
	91	326,800	347,800	374,200	413,600			
	92	327,500	349,000	375,500	414,100			
	93	328,000	350,200	376,800	414,500			
	94	328,700	351,500	378,300	414,900			
	95	329,600	352,700	379,800	415,400			
	96	330,400	353,900	381,200	415,900			
	97	331,100	355,100	382,500	416,300			
	98	331,900	356,400	383,700	416,800			
	99	332,700	357,600	384,800	417,300			
	100	333,500	358,800	386,000	417,700			
	101	334,400	360,200	387,100	418,000			
	102	335,400	361,100	388,200	418,400			
	103	336,400	362,100	389,300	418,800			
	104	337,300	363,200	390,400	419,100			
	105	338,100	364,300	391,600	419,400			
	106	338,700	365,400	392,100	419,900			
	107	339,300	366,400	392,700	420,400			
	108	339,900	367,400	393,300	420,900			
	109	340,400	368,600	393,900	421,200			
	110	340,900	369,600	394,400	421,700			
	111	341,300	370,600	394,800	422,200			
	112	341,800	371,500	395,300	422,700			
	113	342,600	372,400	395,700	423,000			
	114	343,200	373,300	396,100	423,500			
	115	343,900	374,200	396,600	424,000			

	116	344,500	375,200	397,100	424,500			
	117	345,100	376,200	397,500	424,900			
	118	345,800	376,600	398,000	425,400			
	119	346,500	377,200	398,600	425,800			
	120	347,200	377,800	399,100	426,300			
	121	347,800	378,100	399,300	426,700			
	122	348,100	378,500	399,800	427,000			
	123	348,600	378,900	400,300	427,400			
	124	349,100	379,300	400,700	427,900			
	125	349,400	379,700	401,200	428,300			
	126		380,100	401,700	428,800			
	127		380,500	402,200	429,200			
	128		380,900	402,700	429,700			
	129		381,300	403,000	430,100			
	130		381,700	403,500	430,600			
	131		382,100	404,000	431,000			
	132		382,500	404,500	431,500			
	133		382,700	404,800	431,900			
	134		383,200	405,300	432,400			
	135		383,500	405,700	432,800			
	136		383,800	406,100	433,300			
	137		384,100	406,400	433,700			
	138		384,500	406,800				
	139		385,000	407,300				
	140		385,500	407,800				
	141		385,800	408,100				
	142		386,300					
	143		386,800					
	144		387,300					
	145		387,600					
定年前再任用短時間勤務職員		277,300	290,300	295,200	330,500	349,300	365,000	390,700

第２条　行橋市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１７条第２項各号列記以外の部分中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の７３．７５」を「１００分の７２．５」に改める。

第１８条第２項第１号中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の行橋市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定（第１７条第２項及び第１８条第２項の規定を除く。）は令和８年４月１日から、第１条の規定による改正後の給与条例の規定（第１７条第２項及び第１８条第２項の規定に限る。）は同年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　改正後の給与条例を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第９５号

行橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

行橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

第１条　行橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和６年行橋市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「４，４００円」を「５，０００円」に改め、同項ただし書中「６，６００円」を「７，５００円」に改める。

第１６条第３項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に改める。

第１９条第３項中「１００分の１０６．２５」を「１００分の１０８．７５」に改める。

第２８条第３項中「１００分の７１．２５」を「１００分の７３．７５」に改める。

第２９条第３項中「１００分の５１．２５」を「１００分の５３．７５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

会計年度任用職員給料表

（単位：円）

職務の級	１級	２級	３級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
１	２０５，３００	２５１，５００	２８６，２００
２	２０６，４００	２５２，８００	２８７，２００
３	２０７，６００	２５４，２００	２８８，２００
４	２０８，７００	２５５，６００	２８９，２００
５	２０９，８００	２５７，０００	２９０，２００
６	２１１，５００	２５８，４００	２９１，２００
７	２１３，１００	２５９，８００	２９２，２００
８	２１４，７００	２６１，２００	２９３，２００

9	216,200	262,600	294,200
10	217,900	263,800	295,300
11	219,500	265,100	296,300
12	221,100	266,400	297,300
13	222,600	267,600	298,300
14	224,300	268,800	299,600
15	226,000	270,100	300,900
16	227,700	271,300	302,100
17	228,900	272,400	303,400
18	230,500	273,500	304,700
19	232,100	274,600	306,000
20	233,600	275,700	307,200
21	235,100	276,600	308,300
22	236,700	277,600	309,500
23	238,300	278,600	310,800
24	239,900	279,600	312,100
25	241,500	280,600	313,400
26	243,200	281,500	314,500
27	244,500	282,300	315,500
28	245,800	283,200	316,500
29	247,100	284,000	317,700
30	248,200	284,800	318,900
31	249,300	285,700	320,100
32	250,400	286,400	321,300
33	251,500	287,200	322,500
34	252,400	288,000	323,800
35	253,300	288,800	325,200
36	254,300	289,400	326,500
37	255,300	290,100	327,800
38	256,200	290,900	329,100
39	257,100	291,600	330,400
40	257,900	292,300	331,700
41	258,700	293,000	333,100
42	259,300	293,800	334,300
43	259,900	294,500	335,500

４４	２６０，５００	２９５，２００	３３６，６００
４５	２６１，１００	２９５，９００	３３７，５００
４６	２６１，７００	２９６，６００	３３８，７００
４７	２６２，３００	２９７，３００	３３９，９００
４８	２６２，９００	２９７，９００	３４１，２００
４９	２６３，４００	２９８，６００	３４２，３００
５０	２６４，０００	２９９，３００	３４３，５００
５１	２６４，６００	３００，０００	３４４，７００
５２	２６５，１００	３００，７００	３４５，９００
５３	２６５，５００	３０１，２００	３４７，２００
５４	２６５，９００	３０１，９００	３４８，２００
５５	２６６，２００	３０２，５００	３４９，３００
５６	２６６，５００	３０３，２００	３５０，４００
５７	２６６，８００	３０３，８００	３５１，１００
５８	２６７，１００	３０４，４００	３５２，０００
５９	２６７，４００	３０５，０００	３５２，７００
６０	２６７，７００	３０５，８００	３５３，５００
６１	２６８，０００	３０６，４００	３５４，３００
６２	２６８，３００	３０６，９００	３５４，７００
６３	２６８，６００	３０７，４００	３５５，２００
６４	２６８，９００	３０７，８００	３５５，９００
６５	２６９，２００	３０８，３００	３５６，７００
６６	２６９，５００	３０８，８００	３５７，４００
６７	２６９，８００	３０９，２００	３５８，１００
６８	２７０，１００	３０９，７００	３５８，７００
６９	２７０，４００	３１０，１００	３５９，２００
７０	２７０，７００	３１０，６００	３５９，８００
７１	２７１，０００	３１１，０００	３６０，３００
７２	２７１，３００	３１１，５００	３６０，９００
７３	２７１，６００	３１１，９００	３６１，２００
７４	２７１，９００	３１２，３００	３６１，７００
７５	２７２，２００	３１２，６００	３６２，０００
７６	２７２，５００	３１２，９００	３６２，４００
７７	２７２，８００	３１３，１００	３６２，８００
７８	２７３，１００	３１３，４００	３６３，３００

79	273,400	313,600	363,800
80	273,700	313,900	364,300
81	274,000	314,100	364,600
82	274,300	314,300	365,000
83	274,600	314,600	365,400
84	274,900	314,800	365,800
85	275,200	315,100	366,100
86	275,500	315,300	366,500
87	275,800	315,600	366,900
88	276,100	315,900	367,300
89	276,400	316,200	367,500
90	276,700	316,500	367,900
91	277,000	316,800	368,300
92	277,300	317,100	368,700
93	277,600	317,300	368,900
94		317,500	369,200
95		317,800	369,600
96		318,200	369,900
97		318,400	370,200
98		318,700	370,600
99		319,000	371,000
100		319,400	371,400
101		319,600	371,900
102		319,900	372,300
103		320,200	372,700
104		320,500	373,100
105		320,700	373,600
106		321,000	374,000
107		321,300	374,300
108		321,600	374,600
109		321,800	375,000
110		322,100	
111		322,500	
112		322,800	
113		323,000	

１１４		３２３，２００	
１１５		３２３，５００	
１１６		３２３，９００	
１１７		３２４，１００	
１１８		３２４，３００	
１１９		３２４，６００	
１２０		３２４，９００	
１２１		３２５，２００	
１２２		３２５，４００	
１２３		３２５，７００	
１２４		３２６，０００	
１２５		３２６，３００	

第２条　行橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第１６条第３項中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改める。

第１９条第３項中「１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改める。

第２８条第３項中「１００分の７３．７５」を「１００分の７２．５」に改める。

第２９条第３項中「１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の行橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「給与条例」）という。）の規定（第１６条第３項、第１９条第３項、第２８条第３項及び第２９条第３項の規定を除く。）は令和８年４月１日から、第１条の規定による改正後の給与条例の規定（第１６条第３項、第１９条第３項、第２８条第３項及び第２９条第３項の規定に限る。）は同年１２月１日から適用す

る。

（適用区分）

第２条　前条第２項の規定は、令和８年１２月１日に在籍している会計年度任用職員に限り適用する。

（給与の内払）

第３条　改正後の給与条例を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第９６号

行橋市事務分掌条例及び行橋市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について

行橋市事務分掌条例及び行橋市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

行橋市事務分掌条例及び行橋市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例（案）

（行橋市事務分掌条例の一部改正）

第１条　行橋市事務分掌条例（平成３年行橋市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「市長公室」を「政策企画部」に改め、同条第４号中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同条中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、同号の前に次の１号を加える。

⑸　こども未来部

第３条第１号中「市長公室」を「政策企画部」に改め、同号ウ中「施策」を「政策」に、「立案及び調整」を「企画及び立案並びに調整」に改め、同号オを同号クとし、同号エの次に次のように加える。

オ　総合計画及び総合調整に関する事項

カ　統計に関する事項

キ　情報政策及びＤＸに関する事項

第３条第２号エを次のように改める。

エ　防災及び危機管理に関する事項

第３条第２号中カを削り、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ　基地周辺整備事業の総合調整に関する事項

第３条第２号中キを削り、クをキとし、キの次に次のように加える。

ク　入札、契約及び検査に関する事項

第３条第２号中ケを削り、コをケとし、サをコとし、シを削り、同条第４号を次のように改める。

⑷　健康福祉部

ア　高齢者並びに障がい者及び障がい児福祉等に関する事項

イ　介護保険に関する事項

ウ　生活保護に関する事項

エ　保健衛生に関する事項（こども未来部が分掌する事項を除く。）

オ　その他社会福祉に関する事項

カ　人権政策事業に関する事項

第３条中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、同条第５号イ中「建築」を「住宅及び建築」に改め、同号ウ中「都市緑化」を「国土利用計画」に改め、同号エ及びオを次のように改める。

エ　公園及び緑地に関する事項

オ　景観及び緑化計画に関する事項

第３条第５号中カをクとし、オの次に次のように加える。

カ　交通政策に関する事項

キ　国土調査に関する事項

第３条第５号を同条第６号とし、同号の前に次の１号を加える。

⑸　こども未来部

ア　子育て支援に関する事項

イ　児童福祉に関する事項（健康福祉部が分掌する事項を除く。）

ウ　人権政策事業に関する事項

（行橋市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

第２条　行橋市スポーツ推進審議会条例（昭和３７年行橋市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第８条中「スポーツ振興課」を「生涯学習課」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（行橋市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正）

２　行橋市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和５３年行橋市条例第１４号）の一

部を次のように改正する。

第７条中「福祉部子ども支援課」を「健康福祉部福祉政策課地域保健室」に改める。

（行橋市社会福祉審議会条例の一部改正）

３　行橋市社会福祉審議会条例（昭和５７年行橋市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第７条中「福祉部地域福祉課」を「健康福祉部福祉政策課」に改める。

（行橋市健康づくり対策審議会条例の一部改正）

４　行橋市健康づくり対策審議会条例（昭和５７年行橋市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第７条中「福祉部地域福祉課」を「健康福祉部福祉政策課地域保健室」に改める。

（行橋市行政改革推進管理委員会設置条例の一部改正）

５　行橋市行政改革推進管理委員会設置条例（平成１１年行橋市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第７条中「総務部総合政策課」を「総務部組織・人材マネジメント課」に改める。

（行橋市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

６　行橋市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年行橋市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１３条第５項第２号及び第３号を削り、同項第４号を同項第２号とし、同条第１０項中「総務部長」を「市長が指名する者」に改める。

（行橋市障害者自立支援に関する条例の一部改正）

７　行橋市障害者自立支援に関する条例（平成１８年行橋市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「地域福祉課障がい者支援室」を「健康福祉部福祉政策課」に改める。

（行橋市総合計画審議会条例の一部改正）

８　行橋市総合計画審議会条例（平成２５年行橋市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第８条中「総務部総合政策課」を「政策企画部政策企画課」に改める。

（行橋市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例の一部改正）

９　行橋市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置条例（平成２７年行橋市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第７条中「総務部総合政策課」を「政策企画部政策企画課」に改める。

（行橋市成年後見制度利用促進委員会設置条例の一部改正）

１０　行橋市成年後見制度利用促進委員会設置条例（平成３０年行橋市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第７条中「福祉部介護保険課地域包括ケア推進室」を「健康福祉部高齢者支援課」に改める。

（行橋市子ども・子育て会議設置条例の一部改正）

１１　行橋市子ども・子育て会議設置条例（令和５年行橋市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「福祉部子ども支援課」を「こども未来部こども政策課」に改める。

（京築広域都市計画事業行橋駅西口地区土地区画整理事業施行規程の廃止）

１２　京築広域都市計画事業行橋駅西口地区土地区画整理事業施行規程（平成４年行橋市条例第１７号）は、廃止する。

議案第９７号

行橋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

行橋市手数料条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

行橋市手数料条例の一部を改正する条例（案）

行橋市手数料条例（昭和２９年行橋市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表１資産に関する証明手数料の項中「１枚」を「１件」に改め、同表公簿等の閲覧手数料の項の次に次のように加える。

地籍図の交付手数料	１枚につき　３００円

附　則

この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第９８号

行橋市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

行橋市火災予防条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

行橋市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

行橋市火災予防条例（昭和３８年行橋市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１８条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第１９条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第２０条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

第２１条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第９９号

行橋市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について

行橋市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

行橋市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例（案）

行橋市放課後児童クラブ設置条例（平成１４年行橋市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行橋市放課後児童クラブ事業の実施に関する条例

第１条を次のように改める。

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）の規定に基づき、放課後児童健全育成事業として実施する行橋市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２条（見出しを含む。）中「位置」を「実施場所」に改める。

第３条を削る。

第４条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第３条とする。

第５条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第４条とする。

第６条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第５条とする。

第７条第１項ただし書及び第２項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第６条とする。

第８条を第７条とする。

第９条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第８条とする。

第１０条を第９条とする。

別表名称の項中「位置」を「実施場所」に改め、同表椿市小児童クラブの項を削り、同表に次のように加える。

行橋保育園児童クラブ	行橋市大橋三丁目４番２３号
コスモス児童クラブ	行橋市南泉二丁目１８番４０号
ときいろ児童クラブ	行橋市大字宝山７０６番地

みのり児童クラブ	行橋市大字長尾５１８番地
むつみ保育園児童クラブ	行橋市大字吉国５９２番地３

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４条ただし書の改正規定、第５条の改正規定（「教育委員会」を「市長」に改める部分に限る。）、第６条ただし書の改正規定、第７条第１項及び第２項の改正規定並びに第９条の改正規定（「教育委員会」を「市長」に改める部分に限る。）並びに次項の規定（別表第１の２７の項機関の欄の改正規定及び別表第３中２の項を削り、３の項から８の項までを２の項から７の項までとする改正規定に限る。）は、令和９年４月１日から施行する。

（行橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

２　行橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年行橋市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２７の項機関の欄中「教育委員会」を「市長」に改め、同項事務の欄中「行橋市放課後児童クラブ設置条例」を「行橋市放課後児童クラブ事業の実施に関する条例」に改める。

別表第３中２の項を削り、３の項から８の項までを２の項から７の項までとする。

議案第１００号

行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の

一部を改正する条例の制定について

行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）

（行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年行橋市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第２９条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する過程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に

５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育て関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３１条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４４条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育

所型事業所内保育事業所の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４７条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第９条中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第２９条第３項」及び「第４４条第３項」の次に「若しくは第４項」を加え、「保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定されるものをいう。）」を「前２条の規定の適用がないものとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定される」に改める。

（行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例（令和６年行橋市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

附則第２項前段中「保育士」の次に「及び保育従事者」を加え、「当分の間」を「令和１０年３月３１日」に改め、「行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項後段中「の規定」を「の行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」に改め、同項の次に次の１項を加える。

３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中行橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第１３条の改正規定は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）の施行の日（令和８年１２月２５日）から施行する。

議案第１０１号

行橋市児童発達相談センター条例の一部を改正する条例の制定について

行橋市児童発達相談センター条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

行橋市児童発達相談センター条例の一部を改正する条例（案）

行橋市児童発達相談センター条例（平成３０年行橋市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「及び診断」を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第１０２号

行橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について

行橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

行橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

行橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年行橋市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１０条の見出し中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「条件」を「要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第１１条の見出し及び同条第１項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第１４条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第１４条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第１７条第６号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第７号中「並びに」を「その他の」に改める。

第１９条第１項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第２１条第３項中「事業に係る利用定員」を「事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項又は第２９条第１項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第２３条の次に次の１条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第２３条の２　子ども・子育て支援法第３０条第１項第４号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前２条の規定は適用しない。

第２７条後段を削る。

第２８条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１４条の次に１条を加える改正規定は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）の施行日（令和８年１２月２５日）から施行する。

議案第１０３号

行橋市景観まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

行橋市景観まちづくり条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

行橋市景観まちづくり条例の一部を改正する条例（案）

行橋市景観まちづくり条例（平成２０年行橋市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「都市計画法」の次に「（昭和４３年法律第１００号）」を加える。

第６条第２項中「第２５条第１項」を「第２４条第１項」に改める。

第９条第１項中「第６条第４項に規定する者から」を「第２２条の規定により」に改める。

第１２条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

第１７条第１項中「第９条」を「第１０条」に改める。

第２２条第２項中「提案提案」を「提案」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１０４号

市道路線の認定について

市道路線を別冊のとおり認定することについて、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

令和　8　年度

行　橋　市　認　定　路　線　調　書

市道路線の認定の概要について

1.認定路線　　9　路線

数量一覧

地域番号	校区	認定	廃止	変更
1	行橋	1		
2	行橋南	1		
3	行橋北			
4	蓑島			
5	今元			
6	仲津	1		
7	泉	6		
8	今川			
9	稗田			
10	延永			
11	椿市			
計		9	0	0

認　定　す　る　路　線

（行橋校区）

	路線番号	路線名	起点から終点まで	実延長 m	幅員 m	道路部面積 ㎡	主要な経過地
1	8012208	サニーガーデン西宮市線	西宮市四丁目189-19 地先から 西宮市四丁目189-24 地先まで	78.0	5.0	390.0	

（行橋南校区）

	路線番号	路線名	起点から終点まで	実延長 m	幅員 m	道路部面積 ㎡	主要な経過地
2	8020421	大橋１丁目２１号線	大橋一丁目1919-1 地先から 大橋一丁目1929-1 地先まで	145.0	6.0	870.0	

（仲津校区）

	路線番号	路線名	起点から終点まで	実延長 m	幅員 m	道路部面積 ㎡	主要な経過地
3	8061125	東徳永２２号線	大字東徳永426-1 地先から 大字東徳永418-2 地先まで	92.0	7.0	644.0	

（泉校区）

	路線番号	路線名	起点から終点まで	実延長 m	幅員 m	道路部面積 ㎡	主要な経過地
4	8072205	西泉２丁目３号線	西泉二丁目1649-45 地先から 西泉二丁目1649-35 地先まで	160.0	6.0	960.0	
5	8072206	西泉２丁目４号線	西泉二丁目1649-22 地先から 西泉二丁目1649-17 地先まで	73.0	6.0	438.0	
6	8072207	泉中央５丁目８号線	泉中央五丁目1146-35 地先から 泉中央五丁目1175-7 地先まで	93.0	6.0	558.0	
7	8072208	泉中央５丁目９号線	泉中央五丁目1146-32 地先から 泉中央五丁目1146-20 地先まで	107.0	6.0	642.0	
8	8072209	泉中央５丁目１０号線	泉中央五丁目1146-17 地先から 泉中央五丁目1146-12 地先まで	33.0	6.0	198.0	
9	8072210	泉中央５丁目１１号線	泉中央五丁目1146-43 地先から 泉中央五丁目1181-7 地先まで	37.0	6.0	222.0	

資　　料

資料目次

認定						
図面番号	路線名	延長 m	幅員 m	箇所	備考	
1	サニーガーデン西宮市線	78.0	5.0	西宮市四丁目	開発行為による	P.12
2	大橋1丁目21号線	145.0	6.0	大橋一丁目	開発行為による	P.13
3	東徳永22号線	92.0	7.0	大字東徳永	道路整備事業による	P.14
4	西泉2丁目3号線	160.0	6.0	西泉二丁目	開発行為による	P.15
5	西泉2丁目4号線	73.0	6.0	西泉二丁目	開発行為による	P.16
6	泉中央5丁目8号線	93.0	6.0	泉中央五丁目	開発行為による	P.17
7	泉中央5丁目9号線	107.0	6.0	泉中央五丁目	開発行為による	P.18
8	泉中央5丁目10号線	33.0	6.0	泉中央五丁目	開発行為による	P.19
9	泉中央5丁目11号線	37.0	6.0	泉中央五丁目	開発行為による	P.20

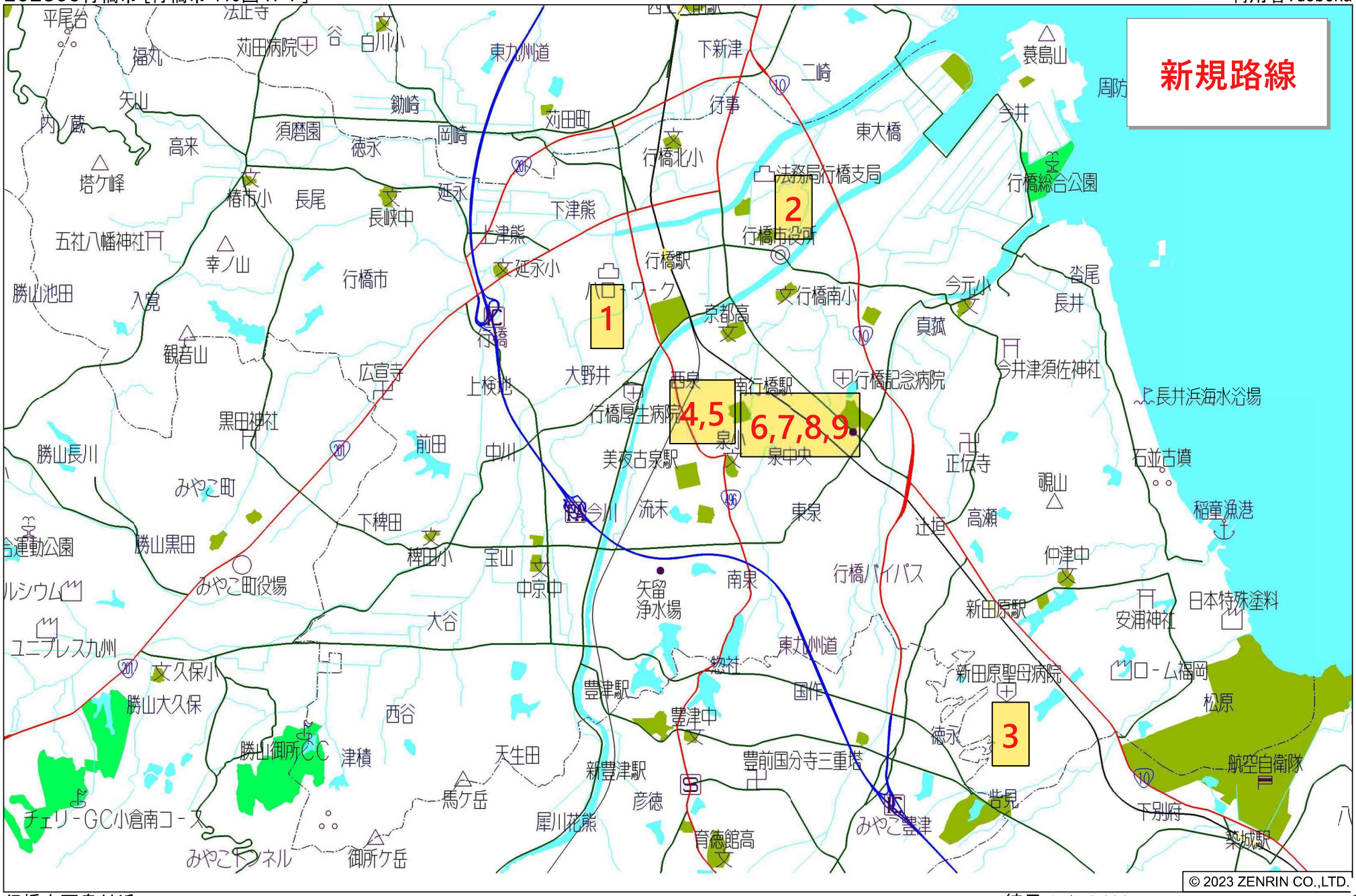

© 2023 ZENRIN CO.,LTD.

行橋市西泉付近

縮尺 1 / 50,000　1.5km　R 4JHs 289

認定１


サニーガーデン西宮市線
Ｌ＝78ｍ
ｗ＝5.0ｍ
開発による新規路線
9/12画地建築済み
西宮市
4丁目
①
②
© 2023 ZENRIN CO.,LTD.
行橋市西宮市4丁目付近
縮尺 1 / 2,000

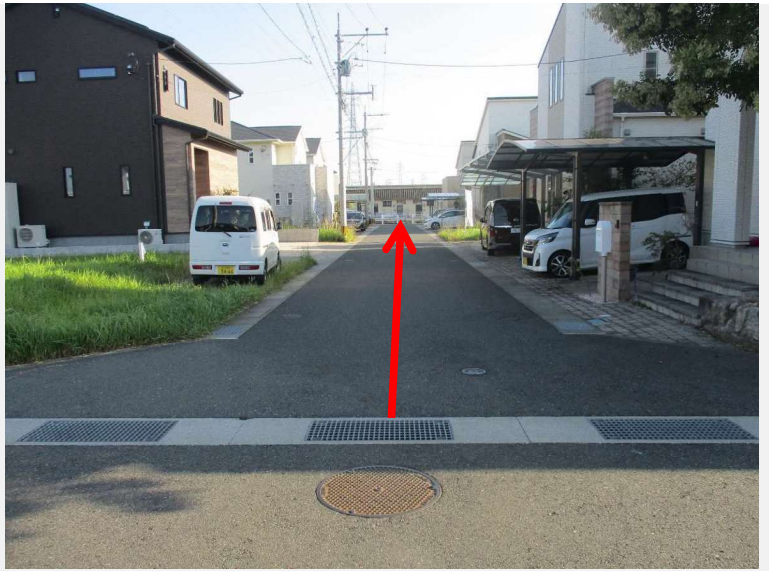

①



②

認定2

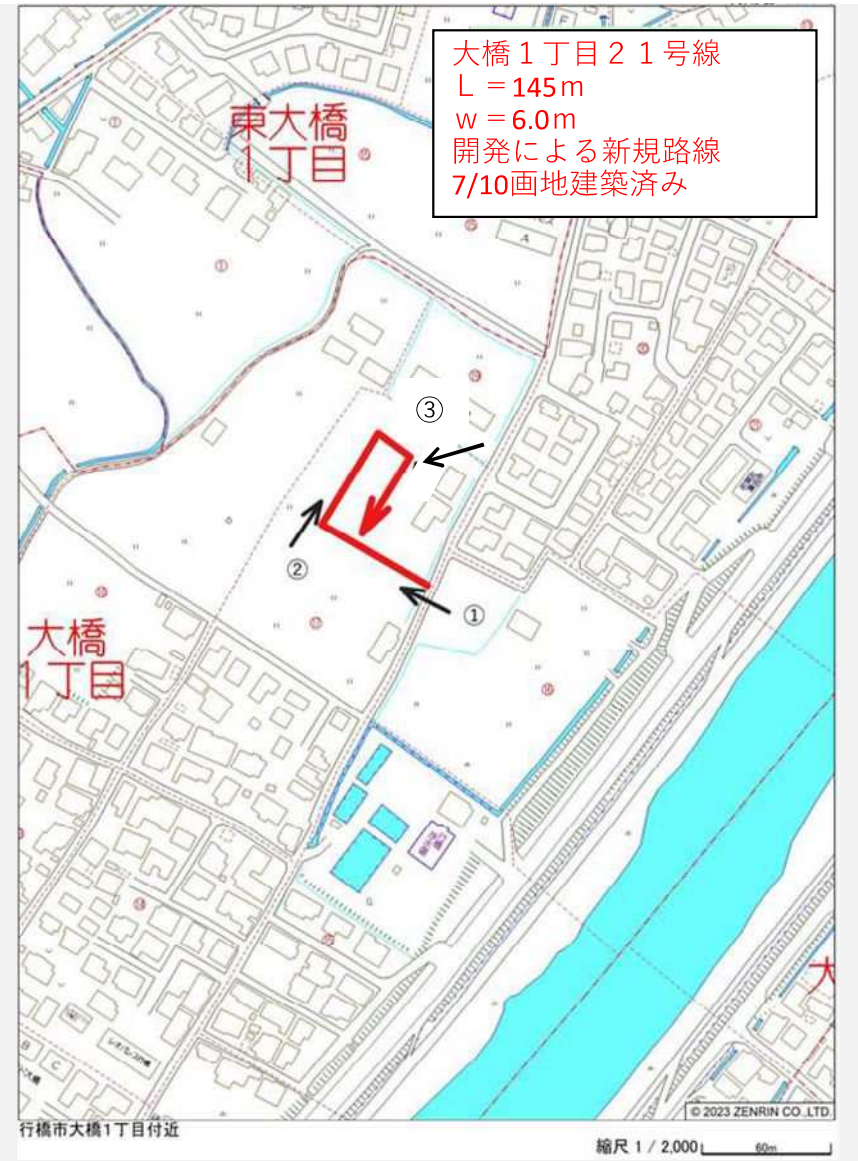
大橋１丁目２１号線
Ｌ＝145ｍ
ｗ＝6.0ｍ
開発による新規路線
7/10画地建築済み
東大橋
1丁目
大橋
1丁目
③
②
①
© 2023 ZENRIN CO.,LTD.
行橋市大橋1丁目付近
縮尺 1 / 2,000
60m



①



②



③

認定3


大字東徳永
東徳永２２号線
Ｌ＝92ｍ
ｗ＝7.0ｍ
道路整備事業による新規路線
①
②
行橋市
© 2023 ZENRIN CO.,LTD.
行橋市大字東徳永付近
縮尺 1 / 2,000
60m



①

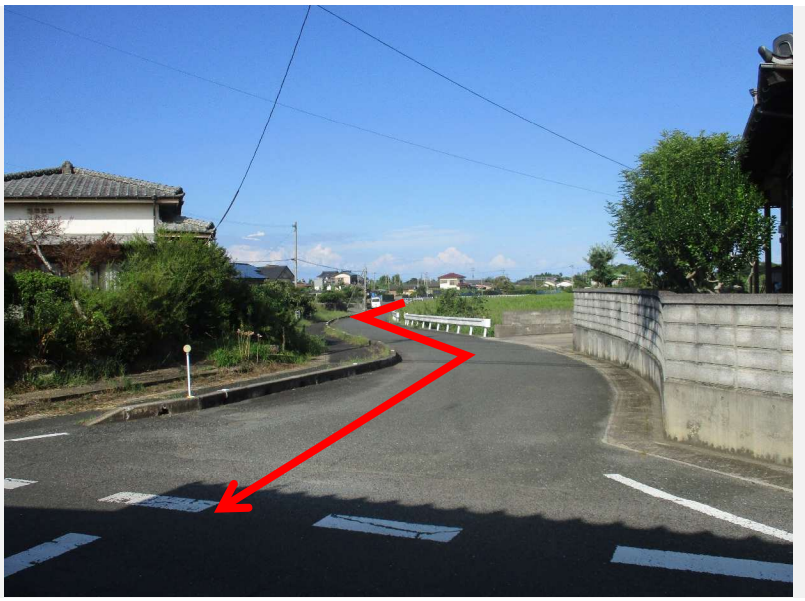

②

認定４


西泉２丁目３号線
Ｌ＝160ｍ
ｗ＝6.0ｍ
開発行為による新規路線
20/35画地建築済み
②
①
© 2023 ZENRIN CO.,LTD.
行橋市西泉2丁目付近
縮尺 1 / 2,000



①



②

認定５


西泉２丁目４号線
Ｌ＝73ｍ
ｗ＝6.0ｍ
開発行為による新規路線
20/35画地建築済み
①
②
© 2023 ZENRIN CO.,LTD
行橋市西泉2丁目付近
縮尺 1 / 2,000



①



②

認定６

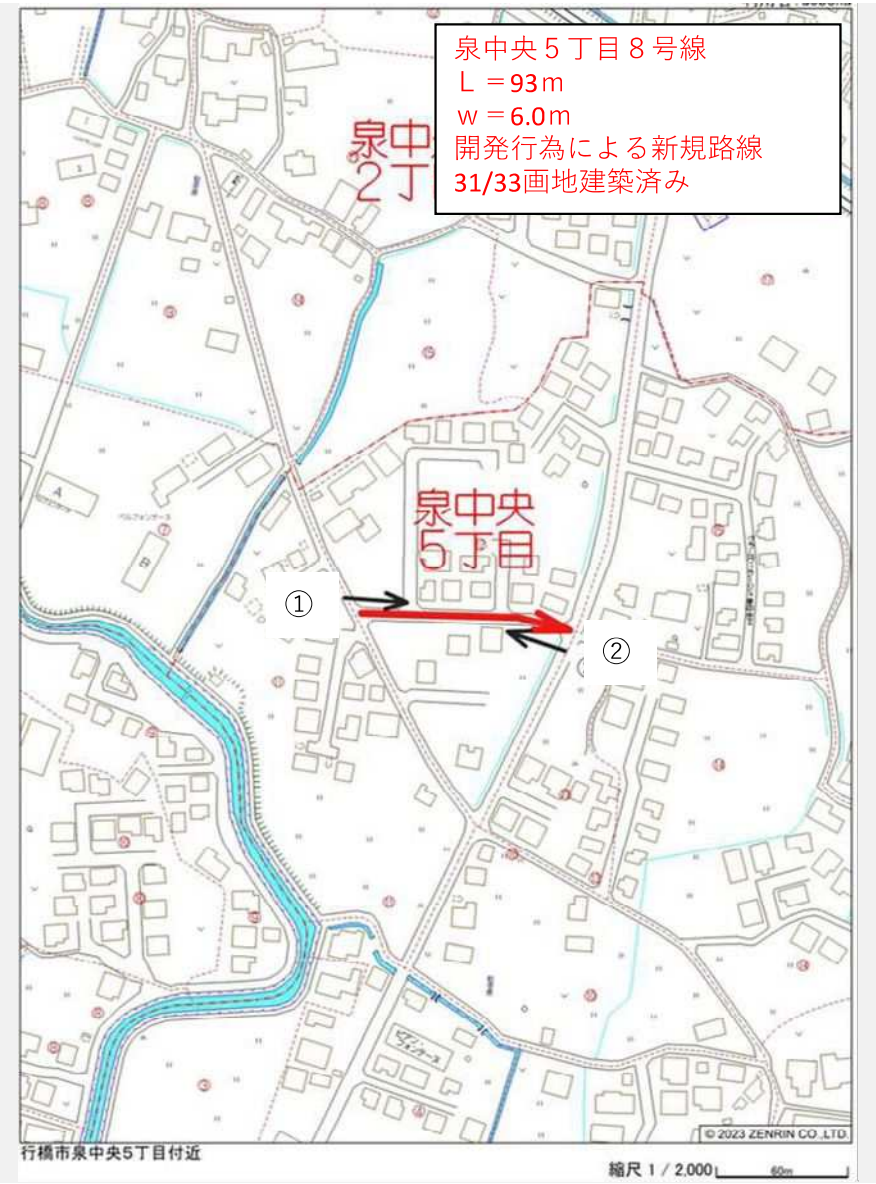
泉中央５丁目８号線
Ｌ＝93ｍ
ｗ＝6.0ｍ
開発行為による新規路線
31/33画地建築済み
泉中
2丁
泉中央
5丁目
①
②
© 2023 ZENRIN CO.,LTD.
行橋市泉中央5丁目付近
縮尺 1 / 2,000



①



②

認定７

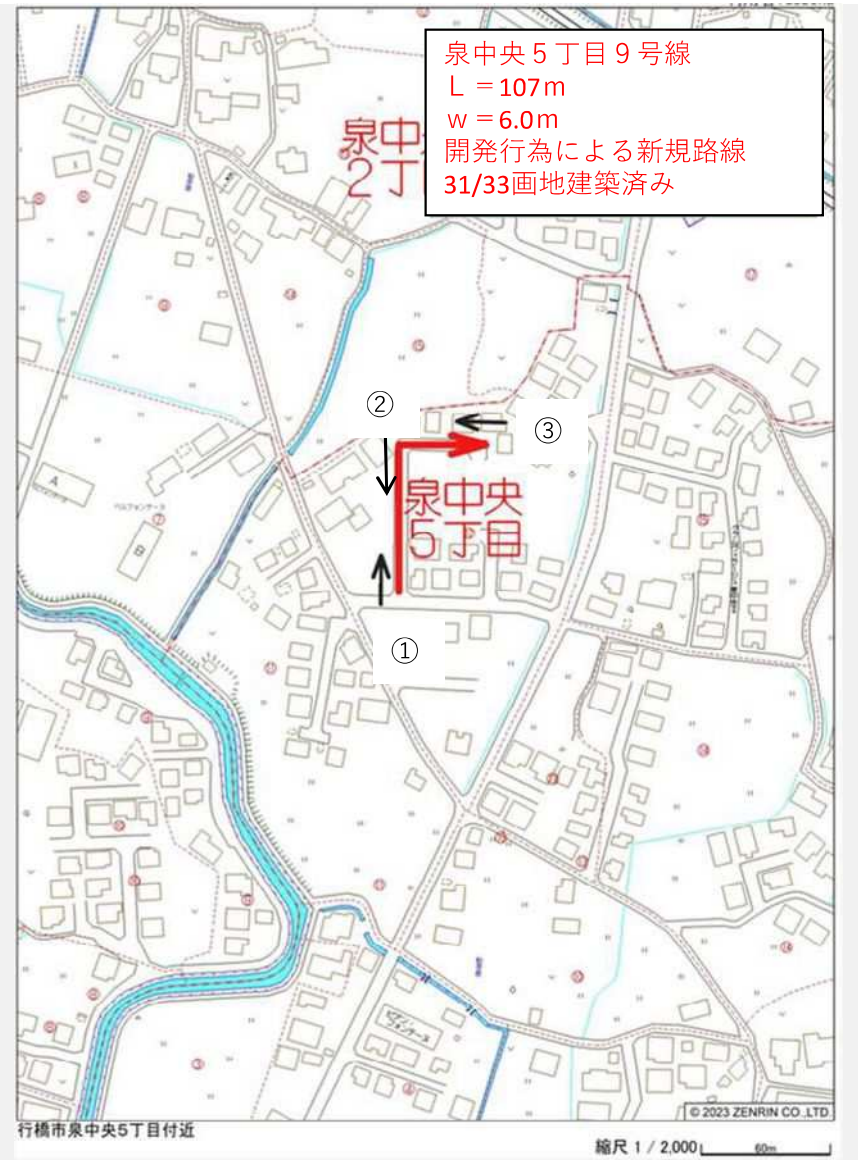
泉中央５丁目９号線
Ｌ＝107ｍ
ｗ＝6.0ｍ
開発行為による新規路線
31/33画地建築済み
泉中
2丁
泉中央
5丁目
②
③
①
© 2023 ZENRIN CO.,LTD.
行橋市泉中央5丁目付近
縮尺 1 / 2,000
60m



①



②



③

認定８

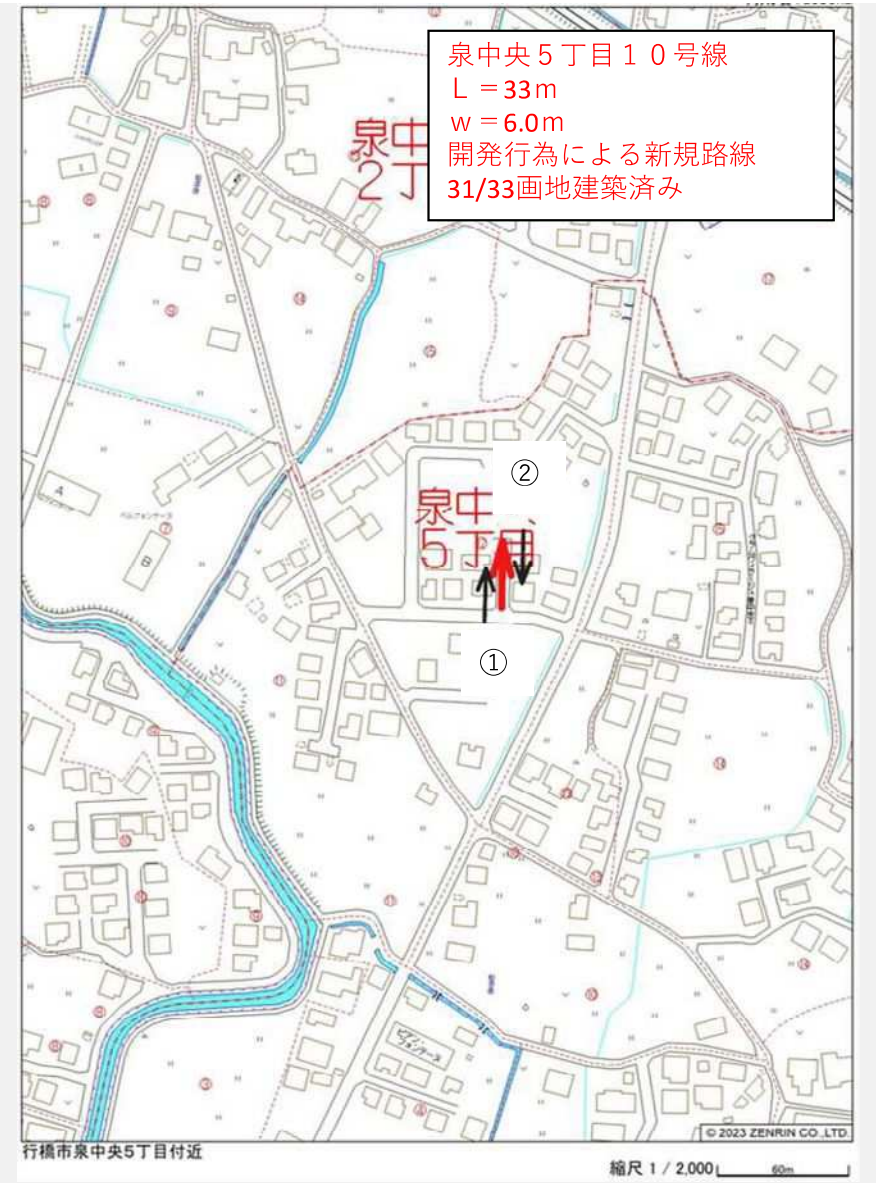
泉中央５丁目１０号線
Ｌ＝33ｍ
ｗ＝6.0ｍ
開発行為による新規路線
31/33画地建築済み
泉中
2丁
泉中
5丁目
②
①
© 2023 ZENRIN CO.,LTD.
行橋市泉中央5丁目付近
縮尺 1 / 2,000
60m



①



②

認定９


泉中央５丁目１１号線
Ｌ＝37ｍ
ｗ＝6.0ｍ
開発行為による新規路線
31/33画地建築済み
泉中
2丁
泉中央
5丁目
①
②
© 2023 ZENRIN CO.,LTD.
行橋市泉中央5丁目付近
縮尺 1 / 2,000
60m



①



②

議案第１０５号

令和８年度行橋市一般会計補正予算について

令和８年度行橋市一般会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

令和8年度　　行橋市一般会計補正予算　(第4次)(案)

令和8年度　　行橋市一般会計補正予算　(第4次)(案)

令和8年度行橋市の一般会計補正予算(第4次)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条　既定の歳入歳出予算の総額34，365，876千円に歳入歳出それぞれ558，371千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34，924，247千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条　既定の繰越明許費の追加は、「第2表　繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条　既定の債務負担行為の追加は、「第3表　債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条　既定の地方債の追加は、「第4表　地方債補正」による。

令和8年11月24日　提出

行橋市長　　工　藤　　政　宏

第１表　歳入歳出予算補正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
11 地方特例交付金		120,673	19,786	140,459
	1 地方特例交付金	120,673	19,786	140,459
16 国庫支出金		8,668,513	43,562	8,712,075
	1 国庫負担金	7,119,890	42,776	7,162,666
	2 国庫補助金	1,531,324	786	1,532,110
17 県支出金		3,487,200	21,326	3,508,526
	1 県負担金	2,305,583	21,326	2,326,909
18 財産収入		120,708	64,166	184,874
	1 財産運用収入	120,706	64,166	184,872
20 繰入金		1,822,071	346,662	2,168,733
	2 基金繰入金	1,696,594	346,662	2,043,256
22 諸収入		356,477	57,069	413,546
	5 雑入	244,250	57,069	301,319
23 市債		710,100	5,800	715,900
	1 市債	710,100	5,800	715,900
歳入合計		34,365,876	558,371	34,924,247

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		249,765	1,004	250,769
	1 議会費	249,765	1,004	250,769
2 総務費		3,947,293	100,042	4,047,335
	1 総務管理費	3,262,014	123,106	3,385,120
	2 徴税費	317,677	△3,157	314,520
	3 戸籍住民基本台帳費	277,026	△15,321	261,705
	4 選挙費	54,134	△92	54,042
	6 監査委員費	31,745	△4,494	27,251
3 民生費		16,796,154	98,041	16,894,195
	1 社会福祉費	4,391,706	92,685	4,484,391
	2 児童福祉費	6,957,901	3,738	6,961,639
	3 生活保護費	3,008,121	△11,055	2,997,066
	4 老人福祉費	2,429,576	12,673	2,442,249
4 衛生費		2,496,118	30,241	2,526,359
	1 保健衛生費	572,803	△75	572,728
	2 清掃費	1,923,315	30,316	1,953,631
6 農林水産業費		726,579	△3,461	723,118
	1 農業費	617,029	3,915	620,944
	3 水産業費	88,260	△7,376	80,884
7 商工費		234,261	△2,120	232,141
	1 商工費	234,261	△2,120	232,141
8 土木費		1,666,471	3,360	1,669,831
	1 土木管理費	84,840	1,053	85,893
	2 道路橋りょう費	478,436	1,375	479,811
	4 都市計画費	710,555	△2,746	707,809
	5 住宅費	226,645	3,678	230,323

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
9 消防費		1,007,223	14,006	1,021,229
	1 消防費	1,007,223	14,006	1,021,229
10 教育費		3,310,251	94,157	3,404,408
	1 教育総務費	515,460	19,279	534,739
	2 小学校費	408,750	7,052	415,802
	3 中学校費	292,723	26,571	319,294
	4 社会教育費	946,114	21,609	967,723
	5 保健体育費	1,147,204	19,646	1,166,850
13 諸支出金		1,674,355	223,101	1,897,456
	1 繰出金	1,634,152	7,091	1,641,243
	2 諸費	40,203	216,010	256,213
歳出合計		34,365,876	558,371	34,924,247

第2表　　繰 越 明 許 費 補 正

1 追　　加　　（単位：千円）

款	項	事　　業　　名	金　　額
10 教育費	3 中学校費	中学校教室改修事業	11,803

第3表　債 務 負 担 行 為 補 正

１追　　加　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
コンビニ交付システム構築業務委託料	令和9年度	54,405
河川水、海水、工場排水、大気汚染物質分析検査委託料	令和9年度	6,840
行橋市し尿処理施設音無苑月例検査業務委託料	令和9年度	1,801
人工芝改修事業	令和9年度	331,204

第4表　地方債補正

1 追　　加　　（単位：千円）

起債の目的	限度額（以内）	起債の方法	利率（以内）	償還の方法
21　中学校整備事業債	6,400	証書借入又は証券発行の方法により、政府、銀行、その他から起債する。 起債時期は、令和8年度とする。 ただし、工事その他の都合により、起債額の全部又は一部を令和9年度以降に繰越すことができる。	年4.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	償還期限は、据置期間を含め 40年度間以内に元金均等償還、元利均等償還又は融通先の融通条件とする。 ただし、融通条件又は財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利息に借換することができる。 この市債にかわる短期債は、適宜期限を定め、その期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は、一般財源又は、その他の特定財源をもってこれにあてる。

予 算 に 関 す る 説 明 書

１．総括

歳入歳出予算事項別明細書

（歳　入）　　（単位：千円）

款	既定額	補正額	計
11 地方特例交付金	120,673	19,786	140,459
16 国庫支出金	8,668,513	43,562	8,712,075
17 県支出金	3,487,200	21,326	3,508,526
18 財産収入	120,708	64,166	184,874
20 繰入金	1,822,071	346,662	2,168,733
22 諸収入	356,477	57,069	413,546
23 市債	710,100	5,800	715,900
歳入合計	34,365,876	558,371	34,924,247

（歳　出）　　（単位：千円）

款	既定額	補正額	計	補正の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	249,765	1,004	250,769	0	0	0	1,004
2 総務費	3,947,293	100,042	4,047,335	358	0	63,859	35,825
3 民生費	16,796,154	98,041	16,894,195	64,530	0	0	33,511
4 衛生費	2,496,118	30,241	2,526,359	0	0	0	30,241
6 農林水産業費	726,579	△3,461	723,118	0	0	0	△3,461
7 商工費	234,261	△2,120	232,141	0	0	0	△2,120
8 土木費	1,666,471	3,360	1,669,831	0	0	0	3,360
9 消防費	1,007,223	14,006	1,021,229	0	0	0	14,006
10 教育費	3,310,251	94,157	3,404,408	0	5,800	△2,051	90,408
13 諸支出金	1,674,355	223,101	1,897,456	0	0	0	223,101
歳出合計	34,365,876	558,371	34,924,247	64,888	5,800	61,808	425,875

２．歳入

（款）11 地方特例交付金

（項） 1 地方特例交付金　　（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 地方特例交付金	120,673	19,786	140,459	1 地方特例交付金	19,786	地方特例交付金	
計	120,673	19,786	140,459				

（款）16 国庫支出金

（項） 1 国庫負担金　　（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	7,119,890	42,776	7,162,666	1 社会福祉費負担金	42,652	障害者自立支援給付費負担金	16,402
						障害児通所給付費負担金	26,250
				3 生活保護費負担金	124	被保護者就労支援事業国庫負担金	92
						被保護者健康管理支援事業国庫負担金	32
計	7,119,890	42,776	7,162,666				

（款）16 国庫支出金

（項） 2 国庫補助金　　（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	408,802	786	409,588	2 生活保護費補助金	786	生活保護適正化事業補助金	282
						保護費等の追加給付事務補助金	504
計	1,531,324	786	1,532,110				

（款）17 県支出金

（項） 1 県負担金

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 民生費県負担金	2,289,723	21,326	2,311,049	7 社会福祉費負担金	21,326	障害者自立支援給付費負担金 障害児通所給付費負担金	8,201 13,125
計	2,305,583	21,326	2,326,909				

（款）18 財産収入

（項） 1 財産運用収入

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
2 利子及び配当金	113,132	64,166	177,298	1 利子及び配当金	64,166	基金預金利子	
計	120,706	64,166	184,872				

（款）20 繰入金

（項） 2 基金繰入金

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 基金繰入金	1,696,594	346,662	2,043,256	1 基金繰入金	346,662	財政調整基金 学校教育振興基金	349,020 △ 2,358
計	1,696,594	346,662	2,043,256				

（款）22 諸収入

（項） 5 雑入

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 雑入	244,250	57,069	301,319	1 諸雑入	57,069	清掃施設組合精算金	42,201
						国県精算金	14,868
計	244,250	57,069	301,319				

（款）23 市債

（項） 1 市債

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7 教育債	115,900	5,800	121,700	2 中学校整備事業債	5,800	中学校整備事業債
計	710,100	5,800	715,900			

３．歳出

（款） 1 議会費

（項） 1 議会費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	249,765	1,004	250,769	0	0	0	1,004	2 給料	927	給料	
								3 職員手当等	3	扶養手当	△252
										地域手当	29
										管理職手当	41
										期末勤勉手当	458
										通勤手当	△113
										住居手当	△48
										児童手当	△600
										議員期末手当	488
								4 共済費	74	職員共済費	
計	249,765	1,004	250,769	0	0	0	1,004				

（款） 2 総務費

（項） 1 総務管理費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	1,368,853	81,264	1,450,117	358	0	30,947	49,959	2 給料	△1,447	給料	△1,564
										会計年度任用職員給料	117
								3 職員手当等	46,631	扶養手当	△86
										地域手当	339
										管理職手当	319
										期末勤勉手当	△1,504
										通勤手当	△70

（款） 2 総務費

（項） 1 総務管理費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										住居手当	23
										児童手当	240
										退職手当	47,698
										管理職員特別勤務手当	1
										会計年度任用職員通勤手当	96
										フルタイム会計年度任用職員地域手当	5
										フルタイム会計年度任用職員期末手当	△234
										フルタイム会計年度任用職員勤勉手当	△196
								4 共済費	5,133	職員共済費	5,168
										会計年度任用職員共済費	△35
								24 積立金	30,947	職員の退職手当基金積立金	7,571
										公共施設等整備保全基金積立金	20,774
										社会福祉基金積立金	2,021
										中間市行橋市ボートレース組合事業収入配分金積立基金積立金	581
2 文書広報費	63,787	△966	62,821	0	0	0	△966	1 報酬	2	会計年度任用職員報酬	
								2 給料	△188	給料	
								3 職員手当等	△700	地域手当	△8
										期末勤勉手当	△539
										通勤手当	31
										住居手当	△206

（款） 2 総務費

（項） 1 総務管理費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										パートタイム会計年度任用職員期末手当	12
										パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	10
								4 共済費	△80	職員共済費	
3 財産管理費	249,154	5,776	254,930	0	0	0	5,776	2 給料	3,416	給料	
								3 職員手当等	1,536	扶養手当	104
										地域手当	157
										管理職手当	391
										期末勤勉手当	873
										通勤手当	232
										住居手当	△308
										児童手当	80
										管理職員特別勤務手当	7
								4 共済費	824	職員共済費	
4 電算管理費	561,423	△1,972	559,451	0	0	0	△1,972	2 給料	△1,155	給料	
								3 職員手当等	△501	扶養手当	132
										地域手当	△41
										管理職手当	19
										期末勤勉手当	△1,003
										通勤手当	△164
										住居手当	336
										児童手当	220
								4 共済費	△316	職員共済費	

（款） 2 総務費

（項） 1 総務管理費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
5 企画費	504,165	595	504,760	0	0	0	595	2 給料	155	給料	
								3 職員手当等	133	地域手当	7
										管理職手当	18
										期末勤勉手当	108
								4 共済費	307	職員共済費	
6 基地対策費	14,382	1,410	15,792	0	0	0	1,410	2 給料	481	給料	
								3 職員手当等	598	扶養手当	120
										地域手当	24
										期末勤勉手当	308
										通勤手当	42
										住居手当	324
										児童手当	△220
								4 共済費	331	職員共済費	
10 職員研修費	2,646	809	3,455	0	0	0	809	12 委託料	809	職員研修委託料	
11 財政調整基金費	200,478	32,449	232,927	0	0	32,449	0	24 積立金	32,449	財政調整基金積立金	27,981
										減債基金積立金	4,468
13 地域情報通信費	128,136	605	128,741	0	0	0	605	2 給料	257	給料	
								3 職員手当等	199	地域手当	11
										期末勤勉手当	146
										通勤手当	42
								4 共済費	149	職員共済費	
14 人権推進費	72,750	1,808	74,558	0	0	0	1,808	1 報酬	273	会計年度任用職員報酬	
								2 給料	448	給料	

（款） 2 総務費

（項） 1 総務管理費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								3 職員手当等	864	地域手当	18
										管理職手当	19
										期末勤勉手当	382
										通勤手当	63
										住居手当	324
										パートタイム会計年度任用職員期末手当	32
										パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	26
								4 共済費	223	職員共済費	218
										会計年度任用職員共済費	5
15 男女共同参画費	16,184	440	16,624	0	0	0	440	2 給料	337	給料	
								3 職員手当等	2	地域手当	14
										期末勤勉手当	220
										通勤手当	92
										住居手当	△324
								4 共済費	101	職員共済費	
16 防災諸費	51,393	463	51,856	0	0	463	0	24 積立金	463	災害対策基金積立金	419
										防災基金積立金	44
17 債権管理費	18,040	425	18,465	0	0	0	425	2 給料	275	給料	
								3 職員手当等	140	地域手当	11
										期末勤勉手当	160
										通勤手当	△31
								4 共済費	10	職員共済費	

（款） 2 総務費

（項） 1 総務管理費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	3,262,014	123,106	3,385,120	358	0	63,859	58,889			

（款） 2 総務費

（項） 2 徴税費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 税務総務費	258,971	△3,868	255,103	0	0	0	△3,868	1 報酬	85	会計年度任用職員報酬
								2 給料	△2,525	給料
								3 職員手当等	△856	扶養手当 156 地域手当 △92 管理職手当 74 期末勤勉手当 △1,369 通勤手当 △146 住居手当 324 児童手当 165 パートタイム会計年度任用職員期末手当 18 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 14
								4 共済費	△572	職員共済費 △574 会計年度任用職員共済費 2
2 賦課徴収費	58,706	711	59,417	0	0	0	711	12 委託料	711	システム改修委託料
計	317,677	△3,157	314,520	0	0	0	△3,157			

（款） 2 総務費

（項） 3 戸籍住民基本台帳費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 戸籍住民基本台帳費	274,619	△15,321	259,298	0	0	0	△15,321	2 給料	△6,664	給料	△7,348
										会計年度任用職員給料	684
								3 職員手当等	△6,050	扶養手当	△276
										地域手当	△303
										管理職手当	19
										期末勤勉手当	△4,804
										通勤手当	△27
										住居手当	△1,065
										会計年度任用職員通勤手当	26
										フルタイム会計年度任用職員地域手当	27
										フルタイム会計年度任用職員期末手当	188
										フルタイム会計年度任用職員勤勉手当	165
								4 共済費	△2,607	職員共済費	△2,778
										会計年度任用職員共済費	171
計	277,026	△15,321	261,705	0	0	0	△15,321				

（款） 2 総務費

（項） 4 選挙費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 選挙管理委員会費	31,238	△92	31,146	0	0	0	△92	2 給料	180	給料	
								3 職員手当等	116	扶養手当	△45
										地域手当	6
										管理職手当	19
										期末勤勉手当	148
										通勤手当	△12
								4 共済費	△388	職員共済費	
計	54,134	△92	54,042	0	0	0	△92				

（款） 2 総務費

（項） 6 監査委員費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 監査委員費	31,745	△4,494	27,251	0	0	0	△4,494	2 給料	△2,357	給料	
								3 職員手当等	△1,328	扶養手当	△91
										地域手当	△98
										管理職手当	18
										期末勤勉手当	△846
										通勤手当	△64
										住居手当	△187
										児童手当	△60
								4 共済費	△809	職員共済費	
計	31,745	△4,494	27,251	0	0	0	△4,494				

（款） 3 民生費

（項） 1 社会福祉費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会福祉総務費	397,546	3,139	400,685	0	0	0	3,139	2 給料	1,789	給料	
								3 職員手当等	762	地域手当	74
										管理職手当	61
										期末勤勉手当	612
										通勤手当	△21
										住居手当	36
								4 共済費	588	職員共済費	
2 障害者福祉費	3,962,909	85,303	4,048,212	63,978	0	0	21,325	19 扶助費	85,303	訓練等給付費	32,804
										障害児通所給付費	50,460
										やむを得ない事由による措置費	1,972
										高額障害児通所給付費	67
3 国民年金事務費	31,251	4,243	35,494	0	0	0	4,243	1 報酬	243	会計年度任用職員報酬	
								2 給料	1,684	給料	
								3 職員手当等	1,602	扶養手当	312
										地域手当	80
										期末勤勉手当	927
										通勤手当	△25
										住居手当	24
										児童手当	240
										パートタイム会計年度任用職員期末手当	24
										パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	20
								4 共済費	714	職員共済費	701

（款） 3 民生費

（項） 1 社会福祉費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										会計年度任用職員共済費	13
計	4,391,706	92,685	4,484,391	63,978	0	0	28,707				

（款） 3 民生費

（項） 2 児童福祉費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 児童福祉総務費	1,144,699	11,649	1,156,348	0	0	0	11,649	2 給料	5,809	給料	5,679
										会計年度任用職員給料	130
								3 職員手当等	3,751	扶養手当	195
										地域手当	237
										時間外勤務手当	858
										管理職手当	19
										期末勤勉手当	2,597
										通勤手当	117
										住居手当	△343
										児童手当	405
										会計年度任用職員通勤手当	△11
										フルタイム会計年度任用職員児童手当	200
										フルタイム会計年度任用職員地域手当	5
										フルタイム会計年度任用職員期末手当	△288

（款） 3 民生費

（項） 2 児童福祉費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
										フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 △240
								4 共済費	2,089	職員共済費 2,204 会計年度任用職員共済費 △115
3 母子福祉費	60,250	113	60,363	0	0	0	113	1 報酬	87	会計年度任用職員報酬
								3 職員手当等	22	パートタイム会計年度任用職員期末手当 12 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 10
								4 共済費	4	会計年度任用職員共済費
5 子育て支援費	492,235	△8,024	484,211	0	0	0	△8,024	2 給料	△3,838	給料
								3 職員手当等	△2,594	扶養手当 △216 地域手当 △162 期末勤勉手当 △1,759 通勤手当 △14 住居手当 △223 児童手当 △220
								4 共済費	△1,592	職員共済費
計	6,957,901	3,738	6,961,639	0	0	0	3,738			

（款） 3 民生費

（項） 3 生活保護費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 生活保護総務費	215,291	△11,055	204,236	552	0	0	△11,607	1 報酬	503	会計年度任用職員報酬
								2 給料	△6,101	給料 △5,237
										会計年度任用職員給料 △864
								3 職員手当等	△3,164	扶養手当 △605
										地域手当 △232
										管理職手当 18
										期末勤勉手当 △2,421
										通勤手当 41
										住居手当 △2
										児童手当 295
										会計年度任用職員通勤手当 △32
										フルタイム会計年度任用職員地域手当 △35
										フルタイム会計年度任用職員期末手当 △81
										フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 △253
										パートタイム会計年度任用職員期末手当 78
										パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 65
								4 共済費	△2,293	職員共済費 △1,840
										会計年度任用職員共済費 △453
計	3,008,121	△11,055	2,997,066	552	0	0	△11,607			

（款） 3 民生費

（項） 4 老人福祉費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 老人福祉費	2,424,205	12,673	2,436,878	0	0	0	12,673	1 報酬	171	会計年度任用職員報酬	
								2 給料	862	給料	
								3 職員手当等	170	扶養手当	△170
										地域手当	35
										管理職手当	182
										期末勤勉手当	△327
										通勤手当	△30
										住居手当	282
										児童手当	120
										管理職員特別勤務手当	7
										パートタイム会計年度任用職員期末手当	38
										パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	33
								4 共済費	△50	職員共済費	△56
										会計年度任用職員共済費	6
								18 負担金、補助及び交付金	11,520	後期高齢者医療療養給付費負担金	
計	2,429,576	12,673	2,442,249	0	0	0	12,673				

（款） 4 衛生費

（項） 1 保健衛生費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 保健衛生総務費	29,408	△4,381	25,027	0	0	0	△4,381	2 給料	△2,180	給料	
								3 職員手当等	△1,485	扶養手当	△260
										地域手当	△98
										期末勤勉手当	△834
										通勤手当	227
										住居手当	△340
										児童手当	△180
								4 共済費	△716	職員共済費	
2 保健指導費	177,190	3,065	180,255	0	0	0	3,065	2 給料	1,857	給料	
								3 職員手当等	477	扶養手当	108
										地域手当	79
										管理職手当	18
										期末勤勉手当	767
										通勤手当	△71
										住居手当	△324
										児童手当	△100
								4 共済費	731	職員共済費	
4 環境衛生費	152,055	1,241	153,296	0	0	0	1,241	1 報酬	131	会計年度任用職員報酬	
								3 職員手当等	21	パートタイム会計年度任用職員期末手当	11
										パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	10
								4 共済費	10	会計年度任用職員共済費	
								12 委託料	1,079	汚泥収集委託料	

（款） 4 衛生費

（項） 1 保健衛生費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	572,803	△75	572,728	0	0	0	△75			

（款） 4 衛生費

（項） 2 清掃費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 清掃総務費	1,056,288	23,146	1,079,434	0	0	0	23,146	2 給料	13,642	給料	
								3 職員手当等	6,067	扶養手当	192
										地域手当	556
										管理職手当	54
										期末勤勉手当	4,681
										通勤手当	166
										住居手当	43
										児童手当	375
								4 共済費	3,437	職員共済費	
2 ごみ処理費	210,736	7,170	217,906	0	0	0	7,170	12 委託料	7,170	粗大ごみ定期収集運搬委託料	
計	1,923,315	30,316	1,953,631	0	0	0	30,316				

（款） 6 農林水産業費

（項） 1 農業費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 農業委員会費	48,233	835	49,068	0	0	0	835	2 給料	137	給料
								3 職員手当等	687	扶養手当 230 地域手当 16 管理職手当 19 期末勤勉手当 379 通勤手当 △54 住居手当 △113 児童手当 210
								4 共済費	11	職員共済費
2 農業総務費	60,702	118	60,820	0	0	0	118	2 給料	767	給料
								3 職員手当等	△539	扶養手当 △432 地域手当 16 管理職手当 45 期末勤勉手当 △113 通勤手当 123 住居手当 42 児童手当 △220
								4 共済費	△110	職員共済費
3 農業振興費	88,855	309	89,164	0	0	0	309	2 給料	130	会計年度任用職員給料
								3 職員手当等	156	フルタイム会計年度任用職員地域手当 6 フルタイム会計年度任用職員期末手当 38 フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 34

（款） 6 農林水産業費

（項） 1 農業費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
										パートタイム会計年度任用職員期末手当 78
								4 共済費	23	会計年度任用職員共済費
5 農地費	236,957	2,422	239,379	0	0	0	2,422	1 報酬	249	会計年度任用職員報酬
								2 給料	594	給料
								3 職員手当等	1,111	扶養手当 △16 地域手当 41 管理職手当 447 期末勤勉手当 460 通勤手当 30 住居手当 △1 児童手当 30 管理職員特別勤務手当 6 パートタイム会計年度任用職員期末手当 65 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 49
								4 共済費	468	職員共済費
6 地籍調査費	34,656	231	34,887	0	0	0	231	2 給料	145	給料
								3 職員手当等	96	地域手当 6 期末勤勉手当 90
								4 共済費	△10	職員共済費
計	617,029	3,915	620,944	0	0	0	3,915			

（款） 6 農林水産業費

（項） 3 水産業費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 水産業総務費	34,521	△7,376	27,145	0	0	0	△7,376	2 給料	△4,381	給料
								3 職員手当等	△1,734	地域手当 △176
										期末勤勉手当 △1,882
										住居手当 324
								4 共済費	△1,261	職員共済費
計	88,260	△7,376	80,884	0	0	0	△7,376			

（款） 7 商工費

（項） 1 商工費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 商工総務費	64,553	△3,267	61,286	0	0	0	△3,267	2 給料	△1,996	給料
								3 職員手当等	△716	扶養手当 △78
										地域手当 △82
										管理職手当 19
										期末勤勉手当 △676
										通勤手当 △43
										住居手当 324
										児童手当 △180
								4 共済費	△555	職員共済費
2 商工業振興費	75,259	645	75,904	0	0	0	645	1 報酬	501	会計年度任用職員報酬
								3 職員手当等	121	パートタイム会計年度任用職員期末手当 66

（款） 7 商工費

（項） 1 商工費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	55
								4 共済費	23	会計年度任用職員共済費	
6 企業立地対策費	21,388	502	21,890	0	0	0	502	2 給料	225	給料	
								3 職員手当等	292	扶養手当	96
										地域手当	13
										管理職手当	19
										期末勤勉手当	191
										通勤手当	153
										住居手当	△300
										児童手当	120
								4 共済費	△15	職員共済費	
計	234,261	△2,120	232,141	0	0	0	△2,120				

（款） 8 土木費

（項） 1 土木管理費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 土木総務費	84,840	1,053	85,893	0	0	0	1,053	2 給料	757	給料	
								3 職員手当等	79	扶養手当	△228
										地域手当	23
										管理職手当	39
										期末勤勉手当	449

（款） 8 土木費

（項） 1 土木管理費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
										通勤手当 △24
										児童手当 △180
								4 共済費	217	職員共済費
計	84,840	1,053	85,893	0	0	0	1,053			

（款） 8 土木費

（項） 2 道路橋りょう費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 道路維持費	152,872	512	153,384	0	0	0	512	1 報酬	404	会計年度任用職員報酬
								3 職員手当等	64	パートタイム会計年度任用職員期末手当 35
										パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 29
								4 共済費	44	会計年度任用職員共済費
2 道路新設改良費	217,108	1,402	218,510	0	0	0	1,402	1 報酬	113	会計年度任用職員報酬
								2 給料	635	給料
								3 職員手当等	581	地域手当 26
										期末勤勉手当 361
										通勤手当 92
										児童手当 60
										パートタイム会計年度任用職員期末手当 23

（款） 8 土木費

（項） 2 道路橋りょう費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	19
								4 共済費	73	職員共済費	68
										会計年度任用職員共済費	5
3 基地周辺道路新設改良費	83,307	△539	82,768	0	0	0	△539	2 給料	△491	給料	
								3 職員手当等	95	地域手当	△20
										期末勤勉手当	△241
										通勤手当	65
										住居手当	291
								4 共済費	△143	職員共済費	
計	478,436	1,375	479,811	0	0	0	1,375				

（款） 8 土木費

（項） 4 都市計画費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 都市計画総務費	69,141	△2,746	66,395	0	0	0	△2,746	2 給料	△1,868	給料	
								3 職員手当等	△440	扶養手当	270
										地域手当	△57
										管理職手当	179
										期末勤勉手当	△1,090
										通勤手当	63
										住居手当	24

（款） 8 土木費

（項） 4 都市計画費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										児童手当	170
										管理職員特別勤務手当	1
								4 共済費	△438	職員共済費	
計	710,555	△2,746	707,809	0	0	0	△2,746				

（款） 8 土木費

（項） 5 住宅費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 住宅総務費	110,384	3,325	113,709	0	0	0	3,325	2 給料	2,199	給料	
								3 職員手当等	450	扶養手当	△390
										地域手当	98
										管理職手当	650
										期末勤勉手当	717
										通勤手当	△8
										住居手当	△24
										児童手当	△600
										管理職員特別勤務手当	7
								4 共済費	676	職員共済費	
2 住宅管理費	80,911	353	81,264	0	0	0	353	1 報酬	272	会計年度任用職員報酬	
								3 職員手当等	72	パートタイム会計年度任用職員期末手当	40

（款） 8 土木費

（項） 5 住宅費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
										パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 32
								4 共済費	9	会計年度任用職員共済費
計	226,645	3,678	230,323	0	0	0	3,678			

（款） 9 消防費

（項） 1 消防費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 常備消防費	918,446	14,006	932,452	0	0	0	14,006	1 報酬	95	会計年度任用職員報酬
								2 給料	7,747	給料
								3 職員手当等	4,002	扶養手当 △253
										地域手当 303
										管理職手当 81
										期末勤勉手当 3,607
										通勤手当 235
										住居手当 △240
										児童手当 365
										管理職員特別勤務手当 △109
										パートタイム会計年度任用職員期末手当 7
										パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 6

（款） 9 消防費

（項） 1 消防費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								4 共済費	2,162	職員共済費	2,157
										会計年度任用職員共済費	5
計	1,007,223	14,006	1,021,229	0	0	0	14,006				

（款） 10 教育費

（項） 1 教育総務費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 事務局費	134,034	6,137	140,171	0	0	0	6,137	2 給料	3,581	給料	
								3 職員手当等	2,239	扶養手当	216
										地域手当	155
										管理職手当	74
										期末勤勉手当	1,725
										通勤手当	14
										児童手当	55
								4 共済費	317	職員共済費	
3 教育指導費	322,213	13,142	335,355	0	0	△2,051	15,193	1 報酬	5,331	会計年度任用職員報酬	
								2 給料	3,156	給料	6,428
										会計年度任用職員給料	△3,272
								3 職員手当等	2,527	扶養手当	216
										地域手当	266
										管理職手当	△11
										期末勤勉手当	3,098

（款）10 教育費

（項） 1 教育総務費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										通勤手当	△42
										住居手当	△24
										児童手当	230
										会計年度任用職員通勤手当	△78
										フルタイム会計年度任用職員児童手当	60
										フルタイム会計年度任用職員地域手当	△131
										フルタイム会計年度任用職員期末手当	△1,138
										フルタイム会計年度任用職員勤勉手当	△1,041
										パートタイム会計年度任用職員期末手当	591
										パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	531
								4 共済費	1,584	職員共済費	2,207
										会計年度任用職員共済費	△623
								12 委託料	237	移設委託料	
								24 積立金	307	こども教育基金積立金	19
										学校教育振興基金積立金	288
計	515,460	19,279	534,739	0	0	△2,051	21,330				

（款）10 教育費

（項） 2 小学校費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	329,926	7,052	336,978	0	0	0	7,052	1 報酬	998	会計年度任用職員報酬
								3 職員手当等	88	パートタイム会計年度任用職員期末手当 44 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 44
								4 共済費	47	会計年度任用職員共済費
								10 需用費	2,111	光熱水費 1,071 修繕料 1,040
								11 役務費	511	通信運搬費
								12 委託料	990	設定委託料
								17 備品購入費	2,307	学校用備品
計	408,750	7,052	415,802	0	0	0	7,052			

（款）10 教育費

（項） 3 中学校費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	201,537	26,571	228,108	0	5,800	0	20,771	1 報酬	671	会計年度任用職員報酬
								3 職員手当等	139	パートタイム会計年度任用職員期末手当 77 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 62

（款）10 教育費

（項） 3 中学校費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								4 共済費	36	会計年度任用職員共済費	
								10 需用費	1,937	光熱水費	1,118
										修繕料	819
								11 役務費	400	通信運搬費	
								12 委託料	540	設定委託料	
								14 工事請負費	14,794	改修工事	
								17 備品購入費	8,054	学校用備品	
計	292,723	26,571	319,294	0	5,800	0	20,771				

（款）10 教育費

（項） 4 社会教育費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会教育総務費	102,628	3,690	106,318	0	0	0	3,690	1 報酬	358	会計年度任用職員報酬	
								2 給料	1,758	給料	
								3 職員手当等	1,011	扶養手当	156
										地域手当	78
										管理職手当	18
										期末勤勉手当	752
										通勤手当	102
										住居手当	△300

（款）10 教育費

（項） 4 社会教育費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
										児童手当 120 パートタイム会計年度任用職員期末手当 46 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 39
								4 共済費	563	職員共済費 561 会計年度任用職員共済費 2
2 公民館費	174,049	10,783	184,832	0	0	0	10,783	1 報酬	1,978	会計年度任用職員報酬
								8 旅費	8	普通旅費
								17 備品購入費	8,797	公民館用備品
3 文化振興費	261,400	7,136	268,536	0	0	0	7,136	1 報酬	88	会計年度任用職員報酬
								2 給料	3,577	給料
								3 職員手当等	2,169	扶養手当 156 地域手当 151 管理職手当 19 期末勤勉手当 1,253 通勤手当 △518 住居手当 966 児童手当 120 パートタイム会計年度任用職員期末手当 12 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 10

（款）10 教育費

（項） 4 社会教育費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								4 共済費	1,302	職員共済費
計	946,114	21,609	967,723	0	0	0	21,609			

（款）10 教育費

（項） 5 保健体育費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 保健体育総務費	72,948	△203	72,745	0	0	0	△203	1 報酬	93	会計年度任用職員報酬	
								2 給料	656	給料	
								3 職員手当等	△1,125	扶養手当	△546
										地域手当	5
										管理職手当	18
										期末勤勉手当	173
										通勤手当	△71
										住居手当	△24
										児童手当	△700
										パートタイム会計年度任用職員期末手当	11
										パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	9
								4 共済費	173	職員共済費	169
										会計年度任用職員共済費	4
3 学校給食費	948,107	19,849	967,956	0	0	0	19,849	1 報酬	4,847	会計年度任用職員報酬	

（款）10 教育費

（項） 5 保健体育費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								2 給料	1,644	給料	1,527
										会計年度任用職員給料	117
								3 職員手当等	1,280	扶養手当	△450
										地域手当	45
										管理職手当	31
										期末勤勉手当	739
										通勤手当	52
										住居手当	322
										児童手当	△300
										会計年度任用職員通勤手当	△24
										フルタイム会計年度任用職員地域手当	5
										フルタイム会計年度任用職員期末手当	34
										フルタイム会計年度任用職員勤勉手当	30
										パートタイム会計年度任用職員期末手当	394
										パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	402
								4 共済費	800	職員共済費	774
										会計年度任用職員共済費	26
								10 需用費	10,392	光熱水費	7,274
										修繕料	3,118

（款）10 教育費

（項） 5 保健体育費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								17 備品購入費	886	防災食育センター備品
計	1,147,204	19,646	1,166,850	0	0	0	19,646			

（款）13 諸支出金

（項） 1 繰出金

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 繰出金	1,634,152	7,091	1,641,243	0	0	0	7,091	18 負担金、補助及び交付金	△43	水道事業会計負担金	△417
										下水道事業会計負担金	220
										下水道事業会計補助金	154
								27 繰出金	7,134	国民健康保険特別会計	94
										地方卸売市場特別会計	105
										介護認定特別会計	482
										介護保険特別会計	6,209
										後期高齢者医療特別会計	244
計	1,634,152	7,091	1,641,243	0	0	0	7,091				

（款）13 諸支出金

（項） 2 諸費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 国県支出金返納金	2,103	216,010	218,113	0	0	0	216,010	22 償還金、利子及び割引料	216,010	国県支出金返納金
計	40,203	216,010	256,213	0	0	0	216,010			

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

１．特別職

区　分		職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	長　等	2	―――	18,756	6,381	0	25,137	4,711	29,848	
	議　員	20	101,952	―――	34,685	―――	136,637	25,259	161,896	
	その他	1,098	75,078	7,812	2,658	―――	85,548	278	85,826	
	計	1,120	177,030	26,568	43,724	0	247,322	30,248	277,570	
補正前	長　等	2	―――	18,756	6,292	0	25,048	4,798	29,846	
	議　員	20	101,952	―――	34,197	―――	136,149	25,259	161,408	
	その他	1,098	75,078	7,812	2,621	―――	85,511	761	86,272	
	計	1,120	177,030	26,568	43,110	0	246,708	30,818	277,526	
比較	長　等	0	―――	0	89	―――	89	△ 87	2	
	議　員	0	0	―――	488	―――	488	0	488	
	その他	0	0	0	37	―――	37	△ 483	△ 446	
	計	0	0	0	614	0	614	△ 570	44	

備考		
	市　長	855,000円　(平成17年4月1日改定)
	副市長	708,000円　(平成17年4月1日改定)
	議　長	508,000円　(平成10年12月1日改定)
	副議長	446,000円　(平成10年12月1日改定)
	議　員	419,000円　(平成10年12月1日改定)
	教育長	651,000円　(平成17年4月1日改定)

2．一般職

(1) 総 括

区　分	職員数(人)	給与費 報酬(千円)	給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)	共済費(千円)	合計(千円)	備考
補正後	(453) 483	791,812	1,992,421	1,565,846	4,350,079	806,929	5,157,008	
補正前	(455) 473	774,319	1,967,785	1,507,659	4,249,763	795,061	5,044,824	
比較	(△ 2) 10	17,493	24,636	58,187	100,316	11,868	112,184	

注 ( )内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員である。

職員手当の内訳 区分	扶養手当(千円)	地域手当(千円)	時間外勤務手当(千円)	管理職手当(千円)	特殊勤務手当(千円)	期末勤勉手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)	退職手当(千円)	管理職員特別勤務手当(千円)	合計(千円)
補正後	65,159	84,510	130,506	41,700	8,010	1,025,681	30,487	43,494	135,765	534	1,565,846
補正前	66,894	83,078	129,648	38,764	8,010	1,018,627	30,076	43,881	88,067	614	1,507,659
比較	△ 1,735	1,432	858	2,936	0	7,054	411	△ 387	47,698	△ 80	58,187

ア 会計年度任用職員以外の職員

区　分	職員数(人)	給与費 報酬(千円)	給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)	共済費(千円)	合計(千円)	備考
補正後	(3) 467	―――	1,944,829	1,406,733	3,351,562	643,286	3,994,848	
補正前	(5) 457	―――	1,917,235	1,348,612	3,265,847	630,627	3,896,474	
比較	(△ 2) 10	―――	27,594	58,121	85,715	12,659	98,374	

注 ( )内は、短時間勤務職員である。

職員手当の内訳 区分	扶養手当(千円)	地域手当(千円)	時間外勤務手当(千円)	管理職手当(千円)	特殊勤務手当(千円)	期末勤勉手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)	退職手当(千円)	管理職員特別勤務手当(千円)	合計(千円)
補正後	65,159	82,603	129,946	41,700	8,010	870,174	29,348	43,494	135,765	534	1,406,733
補正前	66,894	81,053	129,088	38,764	8,010	863,327	28,914	43,881	88,067	614	1,348,612
比較	△ 1,735	1,550	858	2,936	0	6,847	434	△ 387	47,698	△ 80	58,121

イ 会計年度任用職員

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(450) 16	791,812	47,592	159,113	998,517	163,643	1,162,160	
補正前	(450) 16	774,319	50,550	159,047	983,916	164,434	1,148,350	
比較	(0) 0	17,493	△ 2,958	66	14,601	△ 791	13,810	

注 ( )内は、パートタイム会計年度任用職員である。

職員手当の内訳 区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合計 (千円)
補正後	—	1,907	560	—	—	155,507	1,139	—	—	—	159,113
補正前	—	2,025	560	—	—	155,300	1,162	—	—	—	159,047
比較	—	△ 118	0	—	—	207	△ 23	—	—	—	66

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給　料	24,636	給料改定に伴う増減分	64,322	給料表の改定による	
		昇給に伴う増加分	1,587	昇格・昇給	
		その他の増減分	△ 41,273	異動、会計年度任用職員増減等	
職員手当	58,187	制度改正に伴う増減分	7,054	期末勤勉手当の改定による	
		その他の増減分	51,133	異動、会計年度任用職員増減等	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア．職員1人当たりの給与

区	分	一般行政職	消防職	技能労務職
令和8年11月1日現在	平均給料月額 (円)	347,257	354,372	316,260
	平均給与月額 (円)	393,656	406,538	356,005
	平均年齢 (歳)	41.87	39.07	41.68
令和7年11月1日現在	平均給料月額 (円)	338,852	338,134	305,815
	平均給与月額 (円)	377,185	381,829	339,593
	平均年齢 (歳)	41.33	38.54	41.33

イ．初任給

区分	一般行政職 (円)	消防職 (円)	技能労務職 (円)	国の制度		
				一般行政職(円)	消防職(円)	技能労務職(円)
高校卒	1－9 216,200	1－5 245,900	1－5 214,700	1－5 209,800	1－1 236,300	1－1 207,900
大学卒	1－29 247,100	1－25 282,400		1－25 241,500	1－21 276,400	

ウ．級別職員数

区　　分	級	一般行政職		消防職		技能労務職	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
令和8年11月1日現在	8　級	(0) 0	(0.0) 0.0				
	7　級	(0) 9	(0.0) 2.6	(0) 0	(0.0) 0.0		
	6　級	(0) 40	(0.0) 11.5	(0) 0	(0.0) 0.0		
	5　級	(0) 60	(0.0) 17.2	(0) 2	(0.0) 2.6	(0) 5	(0.0) 12.5
	4　級	(3) 96	(0.0) 27.5	(1) 29	(100.0) 38.2	(1) 21	(0.0) 52.5
	3　級	(0) 91	(0.0) 26.1	(0) 30	(0.0) 39.5	(0) 6	(0.0) 15.0
	2　級	(0) 25	(0.0) 7.2	(0) 7	(0.0) 9.2	(0) 4	(0.0) 10.0
	1　級	(0) 28	(0.0) 8.0	(0) 8	(0.0) 10.5	(0) 4	(0.0) 10.0
	計	(3) 349	(0.0) 100.0	(1) 76	(100.0) 100.0	(1) 40	(0.0) 100.0
令和7年11月1日現在	8　級	(0) 0	(0.0) 0.0				
	7　級	(0) 9	(0.0) 2.6	(0) 0	(0.0) 0.0		
	6　級	(0) 37	(0.0) 10.9	(0) 0	(0.0) 0.0		
	5　級	(0) 54	(0.0) 15.9	(0) 2	(0.0) 2.6	(0) 2	(0.0) 5.0
	4　級	(3) 95	(0.0) 27.9	(1) 29	(100.0) 38.2	(1) 23	(0.0) 57.5
	3　級	(0) 89	(0.0) 26.2	(0) 29	(0.0) 38.2	(0) 8	(0.0) 20.0
	2　級	(0) 33	(0.0) 9.7	(0) 6	(0.0) 7.9	(0) 2	(0.0) 5.0
	1　級	(0) 23	(0.0) 6.8	(0) 10	(0.0) 13.2	(0) 5	(0.0) 12.5
	計	(3) 340	(0.0) 100.0	(1) 76	(100.0) 100.0	(1) 40	(0.0) 100.0

（一般行政職級別の基準となる職務）

8　級	困難な業務の所掌若しくは相当の経験を有する部長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務
7　級	部長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務
6　級	部次長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務 困難な業務の所掌若しくは相当の経験を有する課長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務
5　級	課長又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務 課長補佐又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして規則で定める職の職務 主幹の職務 主査幹の職務
4　級	係長の職務 主任主査の職務 主査の職務
3　級	主任の職務
2　級	高度の知識又は相当の経験を有する主事又は技師の職務
1　級	主事又は技師の職務

エ．昇給

区　　分		説　　明	備　　考
昇　　給　　日		４　月　１　日	
昇給号給数	昇給区分 「特に良好である」	5号給以上 〔55歳以上　　3号給以上〕	行政職給料表(一)に係る職種について作成
	昇給区分 「良好である」	4号給 〔55歳以上　　2号給　　〕	同上
	昇給区分 「良好であると認められない」	3号給以下 〔55歳以上　　1号給以下〕	同上
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		有	研修、表彰による昇給(国の制度と同じ)、生命をとした場合の特別昇給(国の制度と同じ)

オ．期末手当・勤勉手当

区　　分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の職務の級等による加算措置	備　　考
	6月(月分)	12月(月分)			
補　正　後	(1.225) 2.325	(1.275) 2.375	(2.50) 4.70	有	
補　正　前	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.45) 4.65	有	
国の制度	(1.225) 2.325	(1.275) 2.375	(2.50) 4.70	有	

カ．定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区　分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備　考
本市の支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職加算有	
国の支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職加算有	

キ．地域手当

支給対象地域	行橋市	東京都特別区
支給率　(%)	4.0	20.0
支給対象職員数 (人)	469	1
国の指定基準に基づく支給率 (%)	4.0	20.0

ク．特殊勤務手当

区　　分	全　職　種	代　表　的　な　職　種		
		一 般 行 政 職	消　防　職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率(%)	0.42	0.08	1.47	1.41
支給対象職員数の比率(%) (令和8年11月1日現在)	23.4	5.4	75.0	82.5
代表的な特殊勤務手当の総称	徴収員手当、社会福祉業務に従事する査察指導員及び地区担当員手当、作業員手当、救急業務手当			

ケ．その他の手当

区　　分	国の制度との異同	差 異 の 内 訳
扶　養　手　当	異　　な　　る	＜配偶者に係る手当月額＞ 国:行(一)8級相当　0円 本市:行(一)8級相当　3，000円 ＜子、配偶者以外の扶養親族＞ 国:行(一)8級相当　3，500円 本市:行(一)8級相当　6，500円
住　居　手　当	異　　な　　る	国:自宅にかかる住居手当支給なし 借家に係る手当上限28，000円 本市:自宅にかかる住居手当月額2，000円支給 借家に係る手当上限27，000円
通　勤　手　当	異　　な　　る	片道5km以上の通勤用具使用者に対する手当月額 国:4，200円～31，600円 本市:4，100円～24，500円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（単位：千円）

事　　項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国県支出金	地方債	その他	
コンビニ交付システム構築業務委託料	54,405	—	—	令和9年度	54,405	27,202	17,000		10,203
河川水、海水、工場排水、大気汚染物質分析検査委託料	6,840	—	—	令和9年度	6,840				6,840
行橋市し尿処理施設音無苑月例検査業務委託料	1,801	—	—	令和9年度	1,801				1,801
人工芝改修事業	331,204	—	—	令和9年度	331,204	165,602	149,000		16,602

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位：千円）

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 公共事業等債	2,752,371	2,771,448	230,400	248,188	2,753,660
2 一般単独事業債	829,103	838,148	124,100	116,197	846,051
3 公営住宅整備事業債	850,392	757,305	4,100	80,893	680,512
4 学校教育施設等整備事業債	1,602,789	1,350,690	34,300	218,322	1,166,668
5 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	504,417	536,185	166,600	38,442	664,343
6 一般補助施設整備等事業債	250,852	432,438		24,323	408,115
7 全国防災事業債	46,675	25,100		1,679	23,421
8 災害復旧事業債	64,655	78,037	9,100	9,811	77,326
9 一般廃棄物処理事業債	411,957	427,549	3,500	32,224	398,825
10 緊急防災・減災事業債	329,041	726,922	405,200	68,609	1,063,513
11 緊急自然災害防止対策事業債	64,860	79,268	73,900	3,138	150,030
12 緊急浚渫推進事業	123,340	139,908	21,000	13,312	147,596
13 財源対策債	2,023,975	1,852,386		180,084	1,672,302
14 減税補填債	8,624	2,005		2,005	
15 減収補填債	54,850	51,437		3,415	48,022
16 臨時財政対策債	8,100,175	7,270,317		791,834	6,478,483
17 都道府県貸付債	33,142	24,537	3,500	8,605	19,432
18 その他(一般会計出資債)	763,522	724,439	8,300	46,216	686,523
計	18,814,740	18,088,119	1,084,000	1,887,297	17,284,822

議案第１０６号

令和８年度行橋市国民健康保険特別会計補正予算について

令和８年度行橋市国民健康保険特別会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

令和8年度　　行橋市国民健康保険特別会計補正予算　（第2次）（案）

令和8年度　　行橋市国民健康保険特別会計補正予算　（第2次）

令和8年度行橋市の国民健康保険特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　既定の歳入歳出予算の総額7，280，807千円に歳入歳出それぞれ27，035千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7，307，842千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和　8 年 11 月24 日 提出

行橋市長　工　藤　　政　宏

第１表　歳入歳出予算補正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	既　定　額	補　正　額	計
4 県支出金		5,189,487	26,941	5,216,428
	1 県補助金	5,189,487	26,941	5,216,428
5 繰入金		674,335	94	674,429
	1 他会計繰入金	674,335	94	674,429
歳　　入　　合　　計		7,280,807	27,035	7,307,842

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		135,452	94	135,546
	1 総務管理費	100,000	3,314	103,314
	2 徴税費	35,146	△3,220	31,926
2 保険給付費		5,171,883	26,941	5,198,824
	2 高額療養費	687,148	26,941	714,089
歳出合計		7,280,807	27,035	7,307,842

予　算　に　関　す　る　説　明　書

１．総括

歳入歳出予算事項別明細書

（歳　入）　　（単位：千円）

款	既定額	補正額	計
4 県支出金	5,189,487	26,941	5,216,428
5 繰入金	674,335	94	674,429
歳入合計	7,280,807	27,035	7,307,842

1．総括

（歳　出）　　（単位：千円）

款	既定額	補正額	計	補正の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	135,452	94	135,546	0	0	0	94
2 保険給付費	5,171,883	26,941	5,198,824	26,941	0	0	0
歳出合計	7,280,807	27,035	7,307,842	26,941	0	0	94

２．歳入

（款） 4 県支出金

（項） 1 県補助金

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	5,187,132	26,941	5,214,073	1 普通交付金	26,941	普通交付金
計	5,189,487	26,941	5,216,428			

（款） 5 繰入金

（項） 1 他会計繰入金

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	674,335	94	674,429	3 国民健康保険職員給与費等繰入金	94	国民健康保険職員給与費等繰入金
計	674,335	94	674,429			

３．歳出

（款） 1 総務費

（項） 1 総務管理費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	78,098	3,314	81,412	0	0	0	3,314	2 給料	1,590	給料	
								3 職員手当等	1,313	扶養手当	△156
										地域手当	58
										管理職手当	18
										期末勤勉手当	876
										通勤手当	13
										住居手当	624
										児童手当	△120
								4 共済費	411	職員共済費	
計	100,000	3,314	103,314	0	0	0	3,314				

（款） 1 総務費

（項） 2 徴税費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 徴税管理費	35,146	△3,220	31,926	0	0	0	△3,220	2 給料	△1,555	給料	
								3 職員手当等	△1,249	扶養手当	143
										地域手当	△57
										期末勤勉手当	△1,350
										通勤手当	85
										住居手当	△220
										児童手当	150
								4 共済費	△416	職員共済費	

（款） 1 総務費

（項） 2 徴税費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	35,146	△3,220	31,926	0	0	0	△3,220			

（款） 2 保険給付費

（項） 2 高額療養費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者高額療養費	686,648	26,941	713,589	26,941	0	0	0	18 負担金、補助及び交付金	26,941	高額療養費
計	687,148	26,941	714,089	26,941	0	0	0			

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2．一般職

(1) 総 括

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合　計 (千円)	備　考
補正後	(6) 12	10,654	45,670	29,429	85,753	16,668	102,421	
補正前	(6) 12	10,654	45,635	29,395	85,684	16,673	102,357	
比 較	(0) 0	0	35	34	69	△ 5	64	

注 ( )内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員である。

	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合　計 (千円)
職員手当の内訳	補正後	611	1,877	2,882	634	113	21,268	943	1,094	0	7	29,429
	補正前	624	1,876	2,882	616	113	21,742	845	690	0	7	29,395
	比 較	△ 13	1	0	18	0	△ 474	98	404	0	0	34

ア 会計年度任用職員以外の職員

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合　計 (千円)	備　考
補正後	(0) 12	―――	45,670	27,563	73,233	14,431	87,664	
補正前	(0) 12	―――	45,635	27,529	73,164	14,436	87,600	
比 較	(0) 0	―――	35	34	69	△ 5	64	

注 ( )内は、短時間勤務職員である。

	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合　計 (千円)
職員手当の内訳	補正後	611	1,877	2,882	634	113	19,402	943	1,094	0	7	27,563
	補正前	624	1,876	2,882	616	113	19,876	845	690	0	7	27,529
	比 較	△ 13	1	0	18	0	△ 474	98	404	0	0	34

イ 会計年度任用職員

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(6)	10,654	0	1,866	12,520	2,237	14,757	
補正前	(6)	10,654	0	1,866	12,520	2,237	14,757	
比較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

注 ( )内は、パートタイム会計年度任用職員である。

職員手当の内訳 区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合計 (千円)
補正後	—	—	—	—	—	1,866	—	—	—	—	1,866
補正前	—	—	—	—	—	1,866	—	—	—	—	1,866
比較	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額 (千円)	増減事由別内訳	(千円)	説明	備考
給　料	35	給料改定に伴う増減分	1,563	給料表の改定による	
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 1,528	人事異動等による	
職員手当	34	制度改正に伴う増減分	1,426	期末勤勉手当の改定による	
		その他の増減分	△ 1,392	人事異動等による	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

区　分		一般行政職
令和8年11月1日 現在	平均給料月額（円）	312,622
	平均給与月額（円）	347,829
	平均年齢（歳）	36.83
令和7年11月1日 現在	平均給料月額（円）	305,867
	平均給与月額（円）	332,963
	平均年齢（歳）	37.17

イ. 初任給

一般会計の例による

ウ. 級別職員数

区　　分	一般行政職		
	級	職員数　（人）	構成比　（%）
令和8年11月1日 現　　在	8 級	0	0.0
	7 級	0	0.0
	6 級	1	8.3
	5 級	0	0.0
	4 級	4	33.3
	3 級	3	25.0
	2 級	2	16.7
	1 級	2	16.7
	計	12	100.0

区　　分	一 般 行 政 職		
	級	職員数　（人）	構成比　（%）
令和7年11月1日 現　　在	8 級	0	0.0
	7 級	0	0.0
	6 級	1	8.3
	5 級	1	8.3
	4 級	3	25.0
	3 級	4	33.3
	2 級	1	8.3
	1 級	2	16.8
	計	12	100.0

（一般行政職級別の基準となる職務）

一般会計の例による

エ. 昇給

区　　分		説　　明	備　　考
昇　　給　　日		4　月　1　日	
昇給号給数	昇給区分 「特に良好である」	5号給以上 〔55歳以上　　3号給以上〕	行政職給料表(一)に係る職種について作成
	昇給区分 「良好である」	4号給 〔55歳以上　　2号給　　〕	同上
	昇給区分 「良好であると認められない」	3号給以下 〔55歳以上　　1号給以下〕	同上
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		有	研修、表彰による昇給(国の制度と同じ)、生命をとした場合の特別昇給(国の制度と同じ)

オ. 期末手当・勤勉手当

一般会計の例による

カ. 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

一般会計の例による

キ. 地域手当

支給対象地域	行橋市
支給率(%)	4
支給対象職員数(人)	12
国の指定基準に基づく支給率(%)	4

ク. その他の手当

一般会計の例による

議案第１０７号

令和８年度地方卸売市場行橋市魚市場特別会計補正予算について

令和８年度地方卸売市場行橋市魚市場特別会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

令和８年度　地方卸売市場行橋市魚市場特別会計補正予算（第２次）（案）

令和８年度　地方卸売市場行橋市魚市場特別会計補正予算（第２次）

令和８年度行橋市の地方卸売市場行橋市魚市場特別会計補正予算（第２次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額１５，２６３千円に歳入歳出それぞれ１０５千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１５，３６８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　８年　１１月　２４日　提出

行橋市長　工　藤　　政　宏

第１表　歳入歳出予算補正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	既　定　額	補　正　額	計
2 繰入金		4,502	105	4,607
	1 一般会計繰入金	4,502	105	4,607
歳　　入　　合　　計		15,263	105	15,368

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 地方卸売市場費		10,807	105	10,912
	1 市場管理費	10,807	105	10,912
歳出合計		15,263	105	15,368

予　算　に　関　す　る　説　明　書

１．総括

歳入歳出予算事項別明細書

（歳　入）　　（単位：千円）

款	既定額	補正額	計
2 繰入金	4,502	105	4,607
歳入合計	15,263	105	15,368

1．総括

（歳　出）　　（単位：千円）

款	既定額	補正額	計	補正の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 地方卸売市場費	10,807	105	10,912	0	0	0	105
歳出合計	15,263	105	15,368	0	0	0	105

２．歳入

（款） 2 繰入金

（項） 1 一般会計繰入金

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	4,502	105	4,607	1 一般会計繰入金	105	一般会計繰入金
計	4,502	105	4,607			

３．歳出

（款） 1 地方卸売市場費

（項） 1 市場管理費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 魚市場総務費	10,807	105	10,912	0	0	0	105	1 報酬	74	会計年度任用職員報酬
								3 職員手当等	22	パートタイム会計年度任用職員期末手当 12 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 10
								4 共済費	9	会計年度任用職員雇用保険料 2 会計年度任用職員社会保険料 6 会計年度任用職員共済費 1
計	10,807	105	10,912	0	0	0	105			

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

１．特別職

区　分		職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給与費 給料 (千円)	給与費 期末手当 (千円)	給与費 その他の手当 (千円)	給与費 計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	長　等	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議　員	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	
補正前	長　等	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議　員	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	
比較	長　等	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議　員	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	
備　考										

2．一般職

(1) 総 括

区　分	職員数(人)	給与費 報酬(千円)	給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)	共済費(千円)	合計(千円)	備考
補正後	(1) 0	2,293	0	311	2,604	450	3,054	
補正前	(1) 0	2,219	0	289	2,508	441	2,949	
比較	(1) 0	74	0	22	96	9	105	

注 ( )内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員である。

職員手当の内訳 区分	扶養手当(千円)	地域手当(千円)	時間外勤務手当(千円)	管理職手当(千円)	特殊勤務手当(千円)	期末勤勉手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)	退職手当(千円)	管理職員特別勤務手当(千円)	合計(千円)
補正後	—	—	—	—	—	311	—	—	—	—	311
補正前	—	—	—	—	—	289	—	—	—	—	289
比較	—	—	—	—	—	22	—	—	—	—	22

ア 会計年度任用職員以外の職員

区　分	職員数(人)	給与費 報酬(千円)	給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)	共済費(千円)	合計(千円)	備考
補正後		—	—	—	—	—	—	
補正前		—	—	—	—	—	—	
比較		—	—	—	—	—	—	

注 ( )内は、短時間勤務職員である。

職員手当の内訳 区分	扶養手当(千円)	地域手当(千円)	時間外勤務手当(千円)	管理職手当(千円)	特殊勤務手当(千円)	期末勤勉手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)	退職手当(千円)	管理職員特別勤務手当(千円)	合計(千円)
補正後	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
補正前	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

イ 会計年度任用職員

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(1) 0	2,293	0	311	2,604	450	3,054	
補正前	(1) 0	2,219	0	289	2,508	441	2,949	
比較	(0) 0	74	0	22	96	9	105	

注 ( )内は、パートタイム会計年度任用職員である。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	—	—	—	—	—	311	—	—	—	—	311
	補正前	—	—	—	—	—	289	—	—	—	—	289
	比較	—	—	—	—	—	22	—	—	—	—	22

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	0	給料改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	22	制度改正に伴う増減分	22	期末勤勉手当の改定による	
		その他の増減分	0		

議案第１０８号

令和８年度行橋市・苅田町・みやこ町介護認定特別会計補正予算について

令和８年度行橋市・苅田町・みやこ町介護認定特別会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

令和8年度 行橋市・苅田町・みやこ町介護認定特別会計補正予算（第2次）（案）

令和8年度　行橋市・苅田町・みやこ町介護認定特別会計補正予算（第2次）

令和8年度行橋市・苅田町・みやこ町の介護認定特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　既定の歳入歳出予算の総額 39，009千円に歳入歳出それぞれ 640千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39，649千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 11 月 24 日 提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

第１表　歳入歳出予算補正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	既　定　額	補　正　額	計
1 分担金及び負担金		14,441	158	14,599
	1 負担金	14,441	158	14,599
3 繰入金		20,175	482	20,657
	1 一般会計繰入金	20,175	482	20,657
歳　　入　　合　　計		39,009	640	39,649

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	既　定　額	補　正　額	計
1 介護認定費		34,242	640	34,882
	1 介護認定費	34,242	640	34,882
歳　　出　　合　　計		39,009	640	39,649

予 算 に 関 す る 説 明 書

１．総括

歳入歳出予算事項別明細書

（歳　入）　　（単位：千円）

款	既定額	補正額	計
1 分担金及び負担金	14,441	158	14,599
3 繰入金	20,175	482	20,657
歳入合計	39,009	640	39,649

1．総括

（歳　出）　　（単位：千円）

款	既定額	補正額	計	補正の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護認定費	34,242	640	34,882	0	0	158	482
歳出合計	39,009	640	39,649	0	0	158	482

２．歳入

（款） 1 分担金及び負担金

（項） 1 負担金

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 介護認定費負担金	14,441	158	14,599	1 介護認定費負担金	158	苅田町負担金 みやこ町負担金	83 75
計	14,441	158	14,599				

（款） 3 繰入金

（項） 1 一般会計繰入金

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	20,175	482	20,657	1 一般会計繰入金	482	一般会計繰入金	
計	20,175	482	20,657				

３．歳出

（款） 1 介護認定費

（項） 1 介護認定費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 介護認定費	34,242	640	34,882	0	0	158	482	1 報酬	71	会計年度任用職員報酬	
								2 給料	71	給料	
								3 職員手当等	346	地域手当	3
										期末勤勉手当	45
										通勤手当	△26
										住居手当	324
								4 共済費	152	職員共済費	
計	34,242	640	34,882	0	0	158	482				

補正予算給与費明細書

2．一般職

(1) 総 括

区　分	職員数(人)	給与費 報酬(千円)	給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)	共済費(千円)	合計(千円)	備考
補正後	(2) 1	6,442	3,435	3,144	13,021	3,088	16,109	
補正前	(2) 1	6,371	3,364	2,798	12,533	2,936	15,469	
比較	(0) 0	71	71	346	488	152	640	

注 ( )内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員である。

職員手当の内訳 区分	扶養手当(千円)	地域手当(千円)	時間外勤務手当(千円)	管理職手当(千円)	特殊勤務手当(千円)	期末勤勉手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)	退職手当(千円)	管理職員特別勤務手当(千円)	合計(千円)
補正後	0	138	79	0	0	2,537	66	324	0	0	3,144
補正前	0	135	79	0	0	2,492	92	0	0	0	2,798
比較	0	3	0	0	0	45	△ 26	324	0	0	346

ア 会計年度任用職員以外の職員

区　分	職員数(人)	給与費 報酬(千円)	給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)	共済費(千円)	合計(千円)	備考
補正後	(0) 1	―――	3,435	2,076	5,511	1,085	6,596	
補正前	(0) 1	―――	3,364	1,730	5,094	933	6,027	
比較	(0) 0	―――	71	346	417	152	569	

注 ( )内は、短時間勤務職員である。

職員手当の内訳 区分	扶養手当(千円)	地域手当(千円)	時間外勤務手当(千円)	管理職手当(千円)	特殊勤務手当(千円)	期末勤勉手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)	退職手当(千円)	管理職員特別勤務手当(千円)	合計(千円)
補正後	0	138	79	0	0	1,469	66	324	0	0	2,076
補正前	0	135	79	0	0	1,424	92	0	0	0	1,730
比較	0	3	0	0	0	45	△ 26	324	0	0	346

イ 会計年度任用職員

区　分	職員数(人)	給与費 報酬(千円)	給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)	共済費(千円)	合計(千円)	備考
補正後	(2) 0	6,442	0	1,068	7,510	2,003	9,513	
補正前	(2) 0	6,371	0	1,068	7,439	2,003	9,442	
比較	(0) 0	71	0	0	71	0	71	

注 ( )内は、パートタイム会計年度任用職員である。

	区分	扶養手当(千円)	地域手当(千円)	時間外勤務手当(千円)	管理職手当(千円)	特殊勤務手当(千円)	期末勤勉手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)	退職手当(千円)	管理職員特別勤務手当(千円)	合計(千円)
職員手当の内訳	補正後	—	—	0	—	—	1,068	0	—	—	—	1,068
	補正前	—	—	0	—	—	1,068	0	—	—	—	1,068
	比較	—	—	0	—	—	0	0	—	—	—	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額(千円)	増減事由別内訳	(千円)	説明	備考
給　料	71	給料改定に伴う増減分	119	給料表改定による	
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 48		
職員手当	346	制度改正に伴う増減分	66	期末勤勉手当の改定による	
		その他の増減分	280		

(3)給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たりの給与

区	分	一　般　行　政　職
令和８年１１月１日現在	平均給料月額（円）	286,200
	平均給与月額（円）	330,148
	平均年齢　　（歳）	28
令和７年１１月１日現在	平均給料月額（円）	262,800
	平均給与月額（円）	273,470
	平均年齢　　（歳）	28

イ　初任給

一般会計の例による

ウ　級別職員数

区　　分	級	一　般　行　政　職	
		職 員 数（人）	構 成 比（%）
令和８年１１月１日現在	８　級		
	７　級		
	６　級		
	５　級		
	４　級		
	３　級	1	100
	２　級		
	１　級		
	計	1	100
令和７年１１月１日現在	８　級		
	７　級		
	６　級		
	５　級		
	４　級		
	３　級		
	２　級	1	100
	１　級		
	計	1	100

（一般行政職級別の基準となる職務）

一般会計の例による

エ 昇給

区分		説明	備考
昇給日		4 月 1 日	
昇給号給数	昇給区分「特に良好である」	5号給以上〔55歳以上 3号給以上〕	行政職給料表(一)に係る職種について作成
	昇給区分「良好である」	4号給〔55歳以上 2号給 〕	同上
	昇給区分「良好であると認められない」	3号給以下〔55歳以上 1号給以下〕	同上
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		有	研修、表彰による昇給(国の制度と同じ)、生命をとした場合の特別昇給(国の制度と同じ)

オ 期末手当・勤勉手当

一般会計の例による

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

一般会計の例による

キ 地域手当

支給対象地域	行橋市
支給率（%）	4.0
支給対象職員数（人）	1
国の指定基準に基づく支給率（%）	4.0

ク その他の手当

一般会計の例による

議案第１０９号

令和８年度行橋市介護保険特別会計補正予算について

令和８年度行橋市介護保険特別会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

令和8年度行橋市介護保険特別会計補正予算（第3次）（案）

令和8年度行橋市介護保険特別会計補正予算（第3次）

令和8年度行橋市の介護保険特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　既定の歳入歳出予算の総額6，850，165千円に歳入歳出それぞれ17，764千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6，867，929千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 11月 24 日 提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

第１表　歳入歳出予算補正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
4 国庫支出金		1,518,564	5,907	1,524,471
	2 国庫補助金	419,443	5,907	425,350
5 支払基金交付金		1,717,616	88	1,717,704
	1 支払基金交付金	1,717,616	88	1,717,704
6 県支出金		920,562	41	920,603
	1 県負担金	920,562	41	920,603
7 財産収入		4,874	5,446	10,320
	1 財産運用収入	4,874	5,446	10,320
8 繰入金		982,119	6,282	988,401
	1 他会計繰入金	970,604	6,209	976,813
	2 基金繰入金	11,515	73	11,588
歳　　入　　合　　計		6,850,165	17,764	6,867,929

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		106,765	11,994	118,759
	1 総務管理費	45,481	11,653	57,134
	2 徴収費	8,468	83	8,551
	3 介護認定審査会費	52,816	258	53,074
3 事業費		305,065	324	305,389
	1 地域支援事業費	305,065	324	305,389
5 基金積立金		102,951	5,446	108,397
	1 基金積立金	102,951	5,446	108,397
6 諸支出金		221,545	0	221,545
	1 繰出金	117,059	0	117,059
歳出合計		6,850,165	17,764	6,867,929

予 算 に 関 す る 説 明 書

１．総括

歳入歳出予算事項別明細書

（歳　入）　　（単位：千円）

款	既定額	補正額	計
4 国庫支出金	1,518,564	5,907	1,524,471
5 支払基金交付金	1,717,616	88	1,717,704
6 県支出金	920,562	41	920,603
7 財産収入	4,874	5,446	10,320
8 繰入金	982,119	6,282	988,401
歳入合計	6,850,165	17,764	6,867,929

１．総括

（歳　出）　　（単位：千円）

款	既定額	補正額	計	補正の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	106,765	11,994	118,759	5,826	0	0	6,168
3 事業費	305,065	324	305,389	122	0	88	114
5 基金積立金	102,951	5,446	108,397	0	0	5,446	0
6 諸支出金	221,545	0	221,545	0	0	73	△73
歳出合計	6,850,165	17,764	6,867,929	5,948	0	5,607	6,209

２．歳入

（款） 4 国庫支出金

（項） 2 国庫補助金

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 地域支援事業交付金	81,178	81	81,259	1 地域支援事業交付金	81	介護予防・日常生活支援総合事業交付金
3 介護保険事業費補助金	1,049	5,826	6,875	1 介護保険事業費補助金	5,826	介護保険事業費補助金
計	419,443	5,907	425,350			

（款） 5 支払基金交付金

（項） 1 支払基金交付金

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 地域支援事業支援交付金	73,444	88	73,532	1 地域支援事業支援交付金	88	地域支援事業支援交付金
計	1,717,616	88	1,717,704			

（款） 6 県支出金

（項） 1 県負担金

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 地域支援事業交付金	40,588	41	40,629	1 地域支援事業交付金	41	介護予防・日常生活支援総合事業交付金
計	920,562	41	920,603			

（款） 7 財産収入

（項） 1 財産運用収入

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 利子及び配当金	4,874	5,446	10,320	1 利子及び配当金	5,446	介護給付費準備基金利子
計	4,874	5,446	10,320			

（款） 8 繰入金

（項） 1 他会計繰入金

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	970,604	6,209	976,813	2 事務費繰入金	6,168	事務費繰入金
				3 地域支援事業費繰入金	41	介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金
計	970,604	6,209	976,813			

（款） 8 繰入金

（項） 2 基金繰入金

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	11,515	73	11,588	1 介護給付費準備基金繰入金	73	介護給付費準備基金繰入金
計	11,515	73	11,588			

３．歳出

（款） 1 総務費

（項） 1 総務管理費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	45,481	11,653	57,134	5,826	0	0	5,827	12 委託料	11,653	システム改修委託料
計	45,481	11,653	57,134	5,826	0	0	5,827			

（款） 1 総務費

（項） 2 徴収費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 賦課徴収費	8,468	83	8,551	0	0	0	83	1 報酬	83	会計年度任用職員報酬
計	8,468	83	8,551	0	0	0	83			

（款） 1 総務費

（項） 3 介護認定審査会費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 介護認定審査会費	52,816	258	53,074	0	0	0	258	1 報酬	258	会計年度任用職員報酬
計	52,816	258	53,074	0	0	0	258			

（款） 3 事業費

（項） 1 地域支援事業費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 介護予防・日常生活支援総合事業費	268,588	324	268,912	122	0	88	114	2 給料	122	給料	
								3 職員手当等	117	地域手当	5
										期末勤勉手当	70
										通勤手当	42
								4 共済費	85	職員共済費	
計	305,065	324	305,389	122	0	88	114				

（款） 5 基金積立金

（項） 1 基金積立金

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 基金積立金	102,951	5,446	108,397	0	0	5,446	0	24 積立金	5,446	介護給付費準備基金積立金
計	102,951	5,446	108,397	0	0	5,446	0			

（款） 6 諸支出金

（項） 1 繰出金

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 繰出金	117,059	0	117,059	0	0	73	△73			
計	117,059	0	117,059	0	0	73	△73			

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2．一般職

(1) 総 括

区　分	職員数(人)	給与費 報酬(千円)	給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)	共済費(千円)	合計(千円)	備考
補正後	(10) 1	28,266	3,596	10,621	42,483	7,424	49,907	
補正前	(10) 1	27,925	3,474	10,504	41,903	7,339	49,242	
比較	(0) 0	341	122	117	580	85	665	

注 ( )内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員である。

職員手当の内訳 区分	扶養手当(千円)	地域手当(千円)	時間外勤務手当(千円)	管理職手当(千円)	特殊勤務手当(千円)	期末勤勉手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)	退職手当(千円)	管理職員特別勤務手当(千円)	合計(千円)
補正後	468	163	2,974	0	0	6,926	66	24	0	0	10,621
補正前	468	158	2,974	0	0	6,856	24	24	0	0	10,504
比較	0	5	0	0	0	70	42	0	0	0	117

ア 会計年度任用職員以外の職員

区　分	職員数(人)	給与費 報酬(千円)	給料(千円)	職員手当(千円)	計(千円)	共済費(千円)	合計(千円)	備考
補正後	(0) 1	―――	3,596	5,424	9,020	1,217	10,237	
補正前	(0) 1	―――	3,474	5,307	8,781	1,132	9,913	
比較	(0) 0	―――	122	117	239	85	324	

注 ( )内は、短時間勤務職員である。

職員手当の内訳 区分	扶養手当(千円)	地域手当(千円)	時間外勤務手当(千円)	管理職手当(千円)	特殊勤務手当(千円)	期末勤勉手当(千円)	通勤手当(千円)	住居手当(千円)	退職手当(千円)	管理職員特別勤務手当(千円)	合計(千円)
補正後	468	163	2,974	0	0	1,729	66	24	0	0	5,424
補正前	468	158	2,974	0	0	1,659	24	24	0	0	5,307
比較	0	5	0	0	0	70	42	0	0	0	117

イ 会計年度任用職員

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(10) 0	28,266	0	5,197	33,463	6,207	39,670	
補正前	(10) 0	27,925	0	5,197	33,122	6,207	39,329	
比較	(0) 0	341	0	0	341	0	341	

注 ( )内は、パートタイム会計年度任用職員である。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	—	—	—	—	—	5,197	—	—	—	—	5,197
	補正前	—	—	—	—	—	5,197	—	—	—	—	5,197
	比較	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給　料	122	給料改定に伴う増減分	122	給料表の改定による	
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	117	制度改正に伴う増減分	70	期末勤勉手当の改定による	
		その他の増減分	47		

(3)給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たりの給与

区　　分		一　般　行　政　職
令和８年１１月１日現在	平均給料月額（円）	299,600
	平均給与月額（円）	359,644
	平均年齢　　（歳）	33.0
令和７年１１月１日現在	平均給料月額（円）	270,881
	平均給与月額（円）	312,685
	平均年齢　　（歳）	32.0

イ　初任給

一般会計の例による

ウ　級別職員数

区　　分	級	一　般　行　政　職	
		職員数（人）	構成比（%）
令和８年１１月１日現在	８　級		
	７　級		
	６　級		
	５　級		
	４　級		
	３　級	1	100
	２　級		
	１　級		
	計	1	100
令和７年１１月１日現在	８　級		
	７　級		
	６　級		
	５　級		
	４　級		
	３　級	1	100
	２　級		
	１　級		
	計	1	100

（一般行政職級別の基準となる職務）

一般会計の例による

エ　昇給

区　　分		説　　明	備　　考
昇　　給　　日		4　月　1　日	
昇給号給数	昇給区分 「特に良好である」	5号給以上 〔55歳以上　　3号給以上〕	行政職給料表(一)に係る職種について作成
	昇給区分 「良好である」	4号給 〔55歳以上　　2号給　　〕	同上
	昇給区分 「良好であると認められない」	3号給以下 〔55歳以上　　1号給以下〕	同上
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		有	研修、表彰による昇給(国の制度と同じ)、生命をとした場合の特別昇給(国の制度と同じ)

オ　期末手当・勤勉手当

一般会計の例による

カ　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

一般会計の例による

キ　地域手当

支給対象地域	行橋市
支給率（%）	4.0
支給対象職員数（人）	1
国の指定基準に 基づく支給率（%）	4.0

ク　その他の手当

一般会計の例による

議案第１１０号

令和８年度行橋市後期高齢者医療特別会計補正予算について

令和８年度行橋市後期高齢者医療特別会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

令和8年度　　行橋市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3次)(案)

令和8年度　　行橋市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）

令和8年度行橋市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　既定の歳入歳出予算の総額1,665,771千円に歳入歳出それぞれ812千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,666,583千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和 8年11月24日 提出

行橋市長　　工 藤　政 宏

第１表　歳入歳出予算補正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	既　定　額	補　正　額	計
3 繰入金		418,204	244	418,448
	1 一般会計繰入金	418,204	244	418,448
5 諸収入		3,156	568	3,724
	5 雑入	14	568	582
歳　　入　　合　　計		1,665,771	812	1,666,583

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		38,251	812	39,063
	1 総務管理費	34,559	812	35,371
歳出合計		1,665,771	812	1,666,583

予 算 に 関 す る 説 明 書

１．総括

歳入歳出予算事項別明細書

（歳　入）　　（単位：千円）

款	既定額	補正額	計
3 繰入金	418,204	244	418,448
5 諸収入	3,156	568	3,724
歳入合計	1,665,771	812	1,666,583

1．総括

（歳　出）　　（単位：千円）

款	既定額	補正額	計	補正の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	38,251	812	39,063	0	0	0	812
歳出合計	1,665,771	812	1,666,583	0	0	0	812

２．歳入

（款） 3 繰入金

（項） 1 一般会計繰入金

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事務費繰入金	75,012	244	75,256	1 事務費繰入金	244	事務費繰入金
計	418,204	244	418,448			

（款） 5 諸収入

（項） 5 雑入

（単位 ： 千円）

目	既 定 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 雑入	14	568	582	1 雑入	568	前年度市町村事務費負担金返還金
計	14	568	582			

３．歳出

（款） 1 総務費

（項） 1 総務管理費

（単位 ： 千円）

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	34,559	812	35,371	0	0	0	812	2 給料	386	給料	
								3 職員手当等	233	地域手当	16
										期末勤勉手当	217
								4 共済費	193	職員共済費	
計	34,559	812	35,371	0	0	0	812				

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1．一般職

(1) 総 括

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(1) 3	1,963	11,684	8,011	21,658	4,057	25,715	
補正前	(1) 3	1,963	11,298	7,778	21,039	3,864	24,903	
比較	(0) 0	0	386	233	619	193	812	

注 ( )内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員である。

職員手当の内訳 区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合計 (千円)
補正後	0	468	1,249	—	—	5,409	600	324	—	—	8,050
補正前	0	452	1,249	—	—	5,192	600	324	—	—	7,817
比較	0	16	0	—	—	217	0	0	—	—	233

ア 会計年度任用職員以外の職員

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(0) 3	————	11,684	7,670	19,354	3,627	22,981	
補正前	(0) 3	————	11,298	7,437	18,735	3,434	22,169	
比較	(0) 0	————	386	233	619	193	812	

注 ( )内は、短時間勤務職員である。

職員手当の内訳 区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合計 (千円)
補正後	0	468	1,249	—	—	5,029	600	324	—	—	7,670
補正前	0	452	1,249	—	—	4,812	600	324	—	—	7,437
比較	0	16	0	—	—	217	0	0	—	—	233

イ 会計年度任用職員

区　分	職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
補正後	(1) 0	1,963	0	341	2,304	430	2,734	
補正前	(1) 0	1,963	0	341	2,304	430	2,734	
比較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

注 ( )内は、パートタイム会計年度任用職員である。

職員手当の内訳 区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	合計 (千円)
補正後	—	—	—	—	—	380	—	—	—	—	380
補正前	—	—	—	—	—	380	—	—	—	—	380
比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給　料	386	給料改定に伴う増減分	386	給料表の改定による	
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	233	制度改正に伴う増減分	217	期末勤勉手当の改定による	
		その他の増減分	16		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

区　分		一般行政職
(改定後) 令和8年11月1日 現　在	平均給料月額 (円)	324,533
	平均給与月額 (円)	363,175
	平均年齢 (歳)	35.33
(改定前) 令和7年11月1日 現　在	平均給料月額 (円)	312,167
	平均給与月額 (円)	332,710
	平均年齢 (歳)	34.67

イ. 初任給

一般会計の例による

ウ. 級別職員数

区　　分	一 般 行 政 職		
	級	職員数　（人）	構成比　（%）
令和8年11月1日 現　　在	8 級	0	0.0
	7 級	0	0.0
	6 級	0	0.0
	5 級	0	0.0
	4 級	1	33.3
	3 級	1	33.3
	2 級	0	0.0
	1 級	1	33.3
	計	3	100.0

区　　分	一 般 行 政 職		
	級	職員数　（人）	構成比　（%）
令和7年11月1日 現　　在	8 級	0	0.0
	7 級	0	0.0
	6 級	0	0.0
	5 級	0	0.0
	4 級	1	33.3
	3 級	1	33.3
	2 級	1	33.3
	1 級	0	0.0
	計	3	100.0

（一般行政職級別の基準となる職務）

一般会計の例による

エ. 昇給

区　　分		合　　計	備　　考
昇　　給　　日		4　月　1　日	
昇給号給数	昇給区分 「特に良好である」	5号給以上 〔55歳以上　　3号給以上〕	行政職給料表(一)に係る職種について作成
	昇給区分 「良好である」	4号給 〔55歳以上　　2号給　　〕	同上
	昇給区分 「良好であると認められない」	3号給以下 〔55歳以上　　1号給以下〕	同上
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		有	研修、表彰による昇給(国の制度と同じ)、生命をとした場合の特別昇給(国の制度と同じ)

オ. 期末手当・勤勉手当

一般会計の例による

カ. 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

一般会計の例による

キ. 地域手当

支給対象地域	行橋市
支給率　(%)	4.0
支給対象職員数　(人)	3
国の指定基準に	4.0

ク. その他の手当

一般会計の例による

議案第１１１号

令和８年度行橋市水道事業会計補正予算について

令和８年度行橋市水道事業会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

令和８年度

行橋市水道事業会計補正予算（第１次）（案）

令和８年度　行橋市水道事業会計補正予算（第１次）

第１条　令和８年度行橋市水道事業会計の補正予算（第１次）は、次に定めるところによる。

第２条　令和８年度行橋市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決額）	（補正額）	（計）
	（収 入）		
第１款　水道事業収益	1,646,977 千円	△ 417 千円	1,646,560 千円
第２項　営業外収益	234,721 千円	△ 417 千円	234,304 千円
	（支 出）		
第１款　水道事業費用	1,435,773 千円	6,698 千円	1,442,471 千円
第１項　営業費用	1,369,557 千円	6,698 千円	1,376,255 千円

第３条　予算第８条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（科　　目）	（既決額）	（補正額）	（計）
⑴職員給与費	124,832 千円	6,919 千円	131,751 千円

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

予 算 に 関 す る 説 明 書

令和８年度　行橋市水道事業会計　補正予算実施計画

収益的収入及び支出

（収　　入）　　（単位：千円）

款	項	目	予定額		
			既決額	補正額	計
１．水道事業収益			1,646,977	△ 417	1,646,560
	２．営業外収益		234,721	△ 417	234,304
		３．他会計負担金	4,675	△ 417	4,258

（支　　出）　　（単位：千円）

款	項	目	予定額		
			既決額	補正額	計
１．水道事業費用			1,435,773	6,698	1,442,471
	１．営業費用		1,369,557	6,698	1,376,255
		１．原水及び浄水費	542,119	216	542,335
		２．配水及び給水費	158,785	4,615	163,400
		３．総係費	164,514	1,867	166,381

令和８年度　行橋市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

（令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで）

（単位：千円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	183,149
減価償却費	461,136
固定資産除却費	43,001
引当金の増減額	182
貸倒引当金の増減額	359
長期前受金戻入額	△ 184,027
受取利息及び受取配当金	△ 6,200
支払利息	24,205
未収金の増減額（△は増加）	506
小　　計	522,311
利息及び配当金の受取額	6,200
利息の支払額	△ 24,205
業務活動によるキャッシュ・フロー	504,306
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 678,231
国庫補助金等による収入	33,282
工事負担金による収入	60,256
出資による収入	8,300
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 576,393
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費企業債による収入	83,400
建設改良費企業債の償還による支出	△ 81,911
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,489
Ⅳ　資金増加(減少)額	△ 70,598
Ⅴ　資金期首残高	4,685,994
Ⅵ　資金期末残高	4,615,396

給　与　費　明　細　書

１．総括

（単位：千円）

区　　分	職　員　数		給　与　費				法　定 福利費	合　計
	特別職 （人）	一般職 （人）	報　酬	給　料	手　当	計		
補正後	0	17	9,388	57,179	44,631	111,198	20,553	131,751
補正前	0	16	9,033	52,350	44,011	105,394	19,438	124,832
比較	0	1	355	4,829	620	5,804	1,115	6,919

（単位：千円）

	区　分	扶養手当	地域手当	時間外手当	管理職手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	管理職特別 勤務手当
手当の 内　訳	補正後	2,616	2,418	9,532	623	27,926	1,033	476	7
	補正前	3,540	2,212	9,532	605	26,488	796	831	7
	比　較	△ 924	206	0	18	1,438	237	△ 355	0

２．給料及び手当の増減額の明細

区　分	増減額 （千円）	増減事由別内訳 （千円）		説　明	備　考
給　料	4,829	給料改定に伴う増減分	1,774	給料表の改定による	
		その他の増減分	3,055	異動等	
手　当	620	制度改正に伴う増減分	2,064	期末勤勉手当の改定による	
		その他の増減分	△ 1,444	異動等	

３．給料及び手当の状況

（１）職員１人当りの給与

区　　分		企業職（一）	企業職（二）
補　正　後 令和８年１１月１日現在	平　均　給　料　月　額　（円）	367,938	349,600
	平　均　給　与　月　額　（円）	414,775	384,324
	平　均　年　齢　（歳）	43.08	49.0
補　正　前 令和７年１１月１日現在	平　均　給　料　月　額　（円）	359,364	339,600
	平　均　給　与　月　額　（円）	407,026	372,434
	平　均　年　齢　（歳）	43.36	48.0

（２）初任給　　（単位：円）

区　分	企業職（一）		企業職（二）		一般会計の制度			
					行政職（一）		技能労務職	
高校卒	１－　９	216,200	１－　５	214,700	１－　９	216,200	１－　５	214,700
大学卒	１－２９	247,100			１－２９	247,100		

（３）級別職員数

区　　分	企　業　職（一）			企　業　職（二）		
	級	職員数（人）	構成比（％）	級	職員数（人）	構成比（％）
補　正　後 令和８年１１月１日現在	1	1	8.3	1		
	2			2		
	3	3	25.0	3		
	4	3	25.0	4	1	100.0
	5	4	33.4	5		
	6	1	8.3			
	7					
	8					
	計	12	100.0	計	1	100.0
補　正　前 令和７年１１月１日現在	1			1		
	2			2		
	3	5	45.4	3		
	4	1	9.1	4	1	100.0
	5	4	36.4	5		
	6	1	9.1			
	7					
	8					
	計	11	100.0	計	1	100.0

（企業職（一）の標準的な職務内容）

1　級	主事又は技師の職務
2　級	高度の知識又は相当の経験を有する主事又は技師の職務
3　級	主任の職務
4　級	係長又はこれに相当する職の職務 主任主査の職務 主査の職務
5　級	課長又はこれに相当する職の職務 課長補佐又はこれに相当する職の職務 主幹の職務 主査幹の職務
6　級	部次長又はこれに相当する職の職務 困難な業務の所掌又は相当の経験を有する課長又はこれに相当する職の職務
7　級	部長又はこれに相当する職の職務
8　級	困難な業務の所掌又は相当の経験を有する部長又はこれに相当する職の職務

（企業職（ニ）の標準的な職務内容）

1　級	業務員の職務
2　級	相当の経験を有する業務員の職務
3　級	主任の職務
4　級	主査の職務
5　級	相当の経験を有する主査の職務

（４）昇給

区　　分		説　　明	備　　考
昇　給　日		４ 月 １ 日	
昇給号給数	昇給区分 「特に良好である」	５号給以上 〔５５歳以上　　３号給以上〕	行政職給料表（一）に係る職種について作成
	昇給区分 「良好である」	４号給 〔５５歳以上　　２号給〕	同上
	昇給区分 「良好であると認められない」	３号給以下 〔５５歳以上　　１号給以下〕	同上
人 事 評 価 結 果 の 活 用		有	
定 期 昇 給 以 外 の 昇 給 制 度		有	研修、表彰による昇給（国の制度と同じ）、生命をとした場合の特別昇給（国の制度と同じ）

（５）期末手当・勤勉手当

区　　分	支給期別支給率		支給率計	職制上の職務の級等による加算措置
	６月（月分）	１２月（月分）	（月分）	
補　　正　　後	2.325	2.375	4.7	有
補　　正　　前	2.325	2.325	4.65	有
一般会計の制度	2.325	2.375	4.7	有

（６）定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区　　分	２０年 勤続の者 （月分）	２５年 勤続の者 （月分）	３５年 勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の加算措置等	備　考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職加算有	
一般会計の制度 （支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職加算有	

（７）その他の手当

区　　分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶　養　手　当	同　　一	－
地　域　手　当	同　　一	－
管 理 職 手 当	同　　一	－
住　居　手　当	同　　一	－
通　勤　手　当	同　　一	－

令和８年度　行橋市水道事業会計予定貸借対照表

（令和９年３月３１日）

資産の部

（単位：千円）

１．　固定資産			
（１）　有形固定資産			
イ 土地		368,071	
ロ 立木		15,148	
ハ 建物	485,549		
減価償却累計額	△ 336,721	148,828	
ニ 建物附属設備	91,405		
減価償却累計額	△ 88,071	3,334	
ホ 構築物	15,373,834		
減価償却累計額	△ 7,357,831	8,016,003	
ヘ 機械及び装置	3,422,636		
減価償却累計額	△ 2,570,423	852,213	
ト 車両及び運搬具	10,913		
減価償却累計額	△ 10,360	553	
チ 工具器具及び備品	78,131		
減価償却累計額	△ 69,966	8,165	
リ 建設仮勘定		9,535	
有形固定資産合計			9,421,850
（２）　無形固定資産			
イ ソフトウェア		23,695	
ロ 電話加入権		116	
ハ ダム使用権		143,403	
無形固定資産合計			167,214

（単位：千円）

（３） 投資その他の資産			
イ 投資有価証券	15		
投資その他の資産合計		15	
固定資産合計			9,589,079
２． 流動資産			
（１） 現金預金		4,615,396	
（２） 未収金	58,048		
貸倒引当金	△ 485	57,563	
（３） 貯蔵品		1,287	
流動資産合計			4,674,246
資産合計			14,263,325

負債の部

（単位：千円）

３．　固定負債			
（１） 企業債			
イ 建設改良等の財源に充てるための企業債	1,852,673		
企業債合計		1,852,673	
固定負債合計			1,852,673
４．　流動負債			
（１） 企業債		84,252	
（２） 未払金		264,718	
（３） 前受金		1,868	
（４） 引当金			
イ 賞与引当金	8,507		
ロ 法定福利引当金	1,742		
引当金合計		10,249	
（５） その他流動負債		3,948	
流動負債合計			365,035
５．　繰延収益			
（１） 長期前受金		7,211,747	
（２） 長期前受金収益化累計額		△ 3,959,530	
繰延収益合計			3,252,217
負債合計			5,469,925

資本の部

（単位：千円）

６．　資本金			
（１） 資本金		1,507,160	
資本金合計			1,507,160
７．　剰余金			
（１） 資本剰余金		0	
（２） 利益剰余金			
イ 減債積立金	283,000		
ロ 建設改良積立金	3,124,467		
ハ 当年度未処分利益剰余金	3,878,773		
利益剰余金合計		7,286,240	
剰余金合計			7,286,240
資本合計			8,793,400
負債資本合計			14,263,325

収益的収入及び支出の見積基礎

（収　　入）　　（単位：千円）

款	項	目	既決額	補正額	計	節		附　記
						区分	金額	
１．水道事業収益			1,646,977	△ 417	1,646,560			
	２．営業外収益		234,721	△ 417	234,304			
		３．他会計負担金	4,675	△ 417	4,258	他会計負担金	△ 417	児童手当負担金

（支　　出）　　（単位：千円）

款	項	目	既決額	補正額	計	節		附　記
						区分	金額	
1．水道事業費用			1,435,773	6,698	1,442,471			
	1．営業費用		1,369,557	6,698	1,376,255			
		1．原水及び浄水費	542,119	216	542,335	給料	265	
						手当	△ 99	
						賞与引当金繰入額	26	
						法定福利費	20	
						法定福利費引当金繰入額	4	
		2．配水及び給水費	158,785	4,615	163,400	給料	3,380	
						手当	△ 4	
						賞与引当金繰入額	138	
						報酬	266	
						法定福利費	765	
						法定福利費引当金繰入額	70	

		３．総係費	164,514	1,867	166,381	給料	1,184	
						手当	9	
						賞与引当金繰入額	175	
						報酬	89	
						法定福利費	232	
						法定福利費引当金繰入額	24	
						会費及び負担金	154	

議案第１１２号

令和８年度行橋市下水道事業会計補正予算について

令和８年度行橋市下水道事業会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和８年１１月２４日提出

行橋市長　　工　藤　政　宏

令和８年度

行橋市下水道事業会計補正予算（第１次）
（案）

令和８年度　　行橋市下水道事業会計補正予算（第１次）

第１条　令和８年度行橋市下水道事業会計の補正予算（第１次）は、次に定めるところによる。

第２条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収入		
第１款　下水道事業収益	1,112,461 千円	287 千円	1,112,748 千円
第２項　営業外収益	693,923 千円	287 千円	694,210 千円
	支出		
第１款　下水道事業費用	1,034,589 千円	6,951 千円	1,041,540 千円
第１項　営業費用	922,128 千円	6,951 千円	929,079 千円

第３条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 425,315千円は、減債積立金 58,995千円、建設改良積立金 40,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 22,478千円及び過年度分損益勘定留保資金 303,842千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 430,515千円は、減債積立金 143,670千円、建設改良積立金 40,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 22,482千円及び過年度分損益勘定留保資金 224,363千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収入		
第１款　資本的収入	1,316,444 千円	240 千円	1,316,684 千円
第２項　他会計負担金	28,379 千円	240 千円	28,619 千円
	支出		
第１款　資本的支出	1,741,759 千円	5,440 千円	1,747,199 千円
第１項　建設改良費	1,134,625 千円	5,440 千円	1,140,065 千円

第４条　予算第８条に定めた職員給与費を「119,791千円」から「131,962千円」に改める。

第５条　予算第９条に定めた他会計からこの会計へ補助を受ける金額を「26,198千円」から「26,505千円」に、公共下水道事業補助金を「8,237千円」から「8,544千円」に改める。

第６条　予算第10条に定めた当年度利益剰余金を「55,394千円」から「48,740千円」に、減債積立金を「55,394千円」から「48,740千円」に改める。

令和８年１１月２４日　提出

行橋市長　工藤　政宏

予算に関する説明書

令和８年度 行橋市 下水道事業会計 補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1　下水道事業収益			1,112,461	287	1,112,748	
	2　営業外収益		693,923	287	694,210	
		2　他会計補助金	26,198	307	26,505	
		3　他会計負担金	337,523	△20	337,503	
収入合計			1,112,461	287	1,112,748	

支出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1　下水道事業費用			1,034,589	6,951	1,041,540	
	1　営業費用		922,128	6,951	929,079	
		3　処理場費	240,525	△654	239,871	
		5　総係費	80,608	7,605	88,213	
支出合計			1,034,589	6,951	1,041,540	

資本的収入及び支出

収入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1　資本的収入			1,316,444	240	1,316,684	
	2　他会計負担金		28,379	240	28,619	
		1　他会計負担金	28,379	240	28,619	
収入合計			1,316,444	240	1,316,684	

支出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1　資本的支出			1,741,759	5,440	1,747,199	
	1　建設改良費		1,134,625	5,440	1,140,065	
		3　その他建設改良費	47,061	5,440	52,501	
支出合計			1,741,759	5,440	1,747,199	

令和８年度　行橋市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

（令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで）

（単位：千円）

1　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	48,740
減価償却費	543,234
貸倒引当金の増減額（△は減少）	189
長期前受金戻入額	△ 330,154
受取利息及び受取配当金	△ 1
支払利息	86,638
未収金の増減額（△は増加）	10,955
未払金の増加額（△は減少）	182,770
賞与引当金の増減額（△は減少）	864
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	183
その他流動負債の増減額（△は減少）	△ 288
小　　計	543,130
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 86,638
業務活動によるキャッシュ・フロー	456,493

（単位：千円）

２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,043,836
国庫補助金による収入	410,091
受益者負担金による収入	17,656
工事負担金による収入	893
他会計負担金による収入	28,619
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 586,577
３　財政活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	818,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 586,634
財政活動によるキャッシュ・フロー	232,066
資金増加額	101,982
資金期首残高	1,010,539
資金期末残高	1,112,521

給与費明細書

1　総括

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後	0	15	4,468	57,751	47,957	110,176	21,786	131,962
補正前	0	14	4,258	52,430	43,396	100,084	19,707	119,791
比較	0	1	210	5,321	4,561	10,092	2,079	12,171

	区分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	時間外手当（千円）	管理職手当（千円）	期末勤勉手当（千円）	通勤手当（千円）	住居手当（千円）
手当の内訳	補正後	1,842	2,445	5,061	1,506	35,153	882	1,068
	補正前	1,272	2,208	5,061	1,460	32,178	725	492
	比較	570	237	0	46	2,975	157	576

2　給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳	（千円）	説明	備考
給料	5,321	給料改定に伴う増減分	1,963	給料表の改定による	
		昇給に伴う増加分	293	昇給・昇格	
		その他の増減分	3,065	異動等	
手当	4,561	制度改正に伴う増加分	1,439	期末勤勉手当の改定による	
		その他の増減分	3,122	異動等	

3　給料及び手当の状況

（1）職員１人当りの給与

区分			企業職（一）	企業職（二）
令和８年１１月１日現在	平均給料月額	（円）	373,618	406,700
	平均給与月額	（円）	429,713	429,068
	平均年齢	（歳）	45.0	56.0
令和７年１１月１日現在	平均給料月額	（円）	372,313	392,700
	平均給与月額	（円）	409,158	408,617
	平均年齢	（歳）	46.6	55.0

（2）初任給

区分	企業職（一） （円）	企業職（二） （円）	一般会計の制度	
			行政職 （円）	技能労務職 （円）
高校卒	216,200	214,700	216,200	214,700
大学卒	247,100		247,100	

（３）級別職員数

区分	企業職(一)			企業職(二)		
	級	職員数（人）	構成比（%）	級	職員数（人）	構成比（%）
令和８年１１月１日現在	１級	1	9.1	１級	0	0.0
	２級	0	0.0	２級	0	0.0
	３級	3	27.3	３級	0	0.0
	４級	1	9.1	４級	0	0.0
	５級	4	36.3	５級	1	100.0
	６級	1	9.1			
	７級	1	9.1			
	８級	0	0.0			
	計	11	100.0	計	1	100.0
令和７年１１月１日現在	１級	0	0.0	１級	0	0.0
	２級	0	0.0	２級	0	0.0
	３級	3	27.2	３級	0	0.0
	４級	3	27.3	４級	0	0.0
	５級	3	27.3	５級	1	100.0
	６級	1	9.1			
	７級	1	9.1			
	８級	0	0.0			
	計	11	100.0	計	1	100.0

（企業職（一）の標準的な職務内容）

１級	主事又は技師の職務
２級	高度の知識又は相当の経験を有する主事又は技師の職務
３級	主任の職務
４級	係長又はこれに相当する職の職務 主任主査の職務 主査の職務
５級	課長又はこれに相当する職の職務 課長補佐又はこれに相当する職の職務 主幹の職務 主査幹の職務
６級	部次長又はこれに相当する職の職務 困難な業務の所掌又は相当の経験を有する課長又はこれに相当する職の職務
７級	部長又はこれに相当する職の職務
８級	困難な業務の所掌又は相当の経験を有する部長又はこれに相当する職の職務

（企業職（二）の標準的な職務内容）

１級	業務員の職務
２級	相当の経験を有する業務員の職務
３級	主任の職務
４級	主査の職務
５級	相当の経験を有する主査の職務

（４）昇給

区分		説明	備考
昇給日		4月1日	
昇給号給数	昇給区分「特に良好である」	５号給以上〔55歳以上　３号給以上〕	企業職給料表（一）に係る職種について作成
	昇給区分「良好である」	４号給以上〔55歳以上　２号給以上〕	同上
	昇給区分「良好であると認められない」	３号給以上〔55歳以上　１号給以上〕	同上
人事評価結果の活用		有	
定期昇給以外の昇給制度		有	研修、表彰による昇給、生命をとして職務を遂行した場合の特別昇給 一般会計の制度と同一

（５）特殊勤務手当

区分		全職種	事務・技術職	技能労務職
給料総額に対する比率	(%)	0.00	0.00	0.00
支給対象職員の比率 （令和８年１１月１日現在）	(%)	0.00	0.00	0.00
支給対象職員１人当たり平均支給月額	(円)	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称		－	－	－

（６）期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	６月（月分）	１２月（月分）	（月分）	
補正後	2.325	2.375	4.70	有
補正前	2.325	2.325	4.65	有
一般会計の制度	2.325	2.375	4.70	有

（７）定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	２０年勤続の者（月分）	２５年勤続の者（月分）	３５年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職加算有	
一般会計の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	同上	

（８）その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同一	－
地域手当	同一	－
管理職手当	同一	－
住居手当	同一	－
通勤手当	同一	－

令和８年度　行橋市下水道事業会計予定貸借対照表

（令和 9年 3月31日）

（単位：千円）

資　産　の　部

1　固定資産				
(1)　有形固定資産				
イ　土地		1,374,698		
ロ　建物	1,586,636			
減価償却累計額	△444,255	1,142,381		
ハ　構築物	17,910,495			
減価償却累計額	△4,104,168	13,806,327		
ニ　機械及び装置	3,066,833			
減価償却累計額	△1,903,574	1,163,259		
ホ　車両及び運搬具	1,045			
減価償却累計額	△993	52		
ヘ　工具、器具及び備品	5,585			
減価償却累計額	△4,398	1,187		
有形固定資産合計			17,487,904	
固定資産合計				17,487,904
2　流動資産				
(1)　現金・預金			1,112,521	
(2)　未収金		39,519		
貸倒引当金		△3,409	36,110	
流動資産合計				1,148,631
資産合計				18,636,535

（単位：千円）

負　債　の　部

3　固定負債			
(1)　企業債			
イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債	5,779,862		
企業債合計		5,779,862	
固定負債合計			5,779,862
4　流動負債			
(1)　企業債			
イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債		591,278	
(2)　未払金		326,767	
(3)　引当金			
イ　賞与引当金	8,802		
ロ　法定福利費引当金	1,839		
引当金合計		10,641	
(4)　その他流動負債		43,000	
流動負債合計			971,686
5　繰延収益			
(1)　長期前受金		14,509,170	
(2)　長期前受金収益化累計額		△4,796,870	
繰延収益合計			9,712,300
負債合計			16,463,848

（単位：千円）

資　本　の　部

6　資本金			
(1)　固有資本金		30,407	
(2)　組入資本金		904,236	
資本金合計			934,643
7　剰余金			
(1)　資本剰余金			
イ　その他他会計補助金	269,606		
ロ　国庫補助金	599,204		
ハ　県補助金	96,824		
資本剰余金合計		965,634	
(2)　利益剰余金			
イ　建設改良積立金	40,000		
ロ　当年度未処分利益剰余金	232,410		
利益剰余金合計		272,410	
剰余金合計			1,238,044
資本合計			2,172,687
負債資本合計			18,636,535

注記

１．重要な会計方針にかかる事項に関する注記

（１）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法

建物	定額法
その他	定額法

主な耐用年数

建物	８～５０年
構築物	１０～５０年
機械及び装置	６～３５年
車両運搬具	２～　８年
工具、器具及び備品	２～２０年

無形固定資産（リース資産を除く）

減価償却の方法

定額法。なお、ソフトウェアについては、当市における利用可能期間（ ５年）に基づいている。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

（２）引当金の計上方法

退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度の負担に属する額を計上している。

貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

（３）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

２．予定貸借対照表等に関する注記

（１）企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当年度末日の翌日から起算して 1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は 4,228,694千円である。

３．セグメント情報に関する注記

（１）報告セグメントの概要

行橋市下水道事業会計は、公共下水道事業及び農業集落排水事業を運営しており、以下の２つの報告セグメントとしている。なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
農業集落排水事業	農業集落排水事業における処理区域で汚水を処理する業務

（２）報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自　令和 8年 4月 1日　至　令和 9年 3月31日）

（単位：千円）

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計
営業収益	349,241	31,253	380,494
営業費用	823,365	79,251	902,616
営業損益	△ 474,124	△ 47,998	△ 522,122
経常損益	36,249	15,490	51,739
セグメント資産	17,330,843	1,305,692	18,636,535
セグメント負債	15,195,052	1,268,796	16,463,848
その他の項目			
他会計繰入金	314,254	49,754	364,008
減価償却費	501,821	41,413	543,234
特別利益	1	1	2
特別損失	2,728	273	3,001
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,041,498	2,338	1,043,836

４．リース取引関係

（１）リース取引の処理方法

リース料総額が 300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が 300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

（２）リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

（３）所有権移転外ファイナンス・リース取引

未経過リース料相当額

1年内	1,047	千円
1年超	2,667	千円
計	3,714	千円

５．その他の注記

（１）引当金の取崩し

貸倒引当金

当年度末において下水道使用料等を不納欠損するため、貸倒引当金 176千円を使用する予定である。

賞与引当金

当年度 6月末において職員の期末及び勤勉手当を支給するため、賞与引当金 7,938千円を使用した。

法定福利費引当金

当年度 6月末において職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費を支出するため、法定福利費引当金 1,656千円を使用した。